

平成23年度著作権分科会における審議の経過等について

平成24年2月27日

1. 法制問題小委員会における審議の経過等について

(1) はじめに

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（以下、「小委員会」という。）では、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展等に対応するため、著作権法制度の在り方に関する様々な課題について、政府の知的財産戦略本部から提言された検討課題なども含めつつ、検討を進めてきている。

具体的には、第9期（平成21年度）及び第10期（平成22年度）において、

- (1) 権利制限の一般規定について（第9期及び第10期）
- (2) 技術的保護手段の見直しについて（第10期）
- (3) その他の課題

- ① 公文書管理法に関する権利制限について（第10期）
- ② いわゆる「間接侵害」に係る課題について（第9期及び第10期）
- ③ インターネット上の複数者による創作に係る課題について（第9期及び第10期）

の検討を行ったところであり、このうち(1)、(2)及び(3)①については、文化審議会著作権分科会において「文化審議会著作権分科会報告書」（平成23年1月）（以下、「分科会報告書」という。）としてとりまとめられ、現在、著作権法の一部改正に向けた作業が進められており、その速やかな実現が求められる。

今期（平成23年度）の小委員会では、「分科会報告書」や「知的財産推進計画2011」等で示された今後の検討課題のうち、近年のデジタル化・ネットワーク化の急速な進展に伴う著作物等の利用態様等の変質の影響を特に強く受けていると考えられる、私的使用のための複製に係る権利制限規定（著作権法第30条）について、関係者からのヒアリングを通じて、論点の整理を行った。

また、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」（平成22年11月文部科学副大臣決定により設置）において、「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめが決定（平成23年9月1日）され、国立国会図書館からの送信サービスの実施に係る権利制限を行うことが適当とされたことから、小委員会においても、国立国会図書館からの送信サービスに係る権利制限規定について検討を行った。

以上に加え、「いわゆる「間接侵害」に係る課題」及び「インターネット上の複数者による創作に係る課題」については、それぞれ司法救済ワーキングチーム及び契約・利用ワーキングチームにおいて引き続きの検討が行われ、今般一定のとりまとめがなされた。

各課題の審議の進捗状況等については、次のとおりである。

(2) 課題ごとの状況

①著作権法第30条（私的使用のための複製）

著作権法第30条に規定されている私的使用目的の複製に係る権利制限については、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展や、それに伴ういわゆる「クラウドサービス」と呼ばれるインターネットを活用したサービスが注目を集める中、同条第1項柱書に規定する「その使用する者が複製することができる」との文言や、同項第1号に規定するいわゆる公衆用自動複製機器とクラウド上のサーバとの関係についてどのように考えるべきかなど、種々の課題が指摘されている。

そのため、小委員会では、第2回及び第3回において、関係団体（別紙1）からのヒアリングを行った上で、第4回において「著作権法第30条に係る論点の整理」（別紙2）を示した。

今後は、「著作権法第30条に係る論点の整理」において示された課題の中から、政府の知的財産戦略本部からの提言や関係者の意見等を踏まえ、必要に応じて課題を抽出し、適宜検討することとする。

②国立国会図書館からの送信サービスに関する権利制限規定について

国立国会図書館において、納本された出版物を中心に所蔵資料のデジタル化が積極的に進められている中、広く国民が出版物にアクセスできる環境の整備を図るため、デジタル化された所蔵資料の有効活用が強く求められている。このため、小委員会では、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において示された検討結果を踏まえ、国立国会図書館からの送信サービスの実施のために必要な権利制限の在り方について検討を行い（第4回～第6回）、「国立国会図書館からの送信サービスに関する権利制限規定に係るまとめ」（別紙3）を取りまとめた。

今後は、小委員会において示された検討結果を踏まえ、制度改正を含めた必要な措置を講ずることが求められる。

③いわゆる「間接侵害」等に係る課題

いわゆる「間接侵害」に係る課題については、近年の情報通信技術の発展等により、差止請求が可能な範囲を法律上明確化すべきとの従来からの権利者側の要請に加えて、利用者側の立場からも、差止請求を受けない範囲を明確化すべきとの要請が強くなされるに至っており、近年の知的財産推進計画においても、本課題について検討が求められている。小委員会においては、司法救済ワーキングチームを設置し、関係団体からのヒアリングや主要裁判例の分析等を通じて、望ましい立法的措置の在り方につき検討を行ってきたが、今期は、小委員会での検討のたたき台とするため、同ワーキングチームとしての考え方を、概略以下のとおり整理した。

司法救済ワーキングチームにおける考え方の整理

- 立法論として、差止請求の対象は直接行為者に限定されるものではなく、一定の範囲の間接行為者も差止請求の対象とすべきであり、また、間接行為者が差止請求の対象とされるためには、直接行為者による侵害の成立が前提となること。
- 以上を前提に、一定の範囲の間接行為者、具体的には、(i) 専ら侵害の用に供される物品（プログラムを含む。以下同じ）・場ないし侵害のために特に設計されまたは適用された物品・場を提供する者、(ii) 侵害発生の実質的危険性を有する物品・場を、侵害発生を知り、又は知るべきでありながら、侵害発生防止のための合理的措置を採ることなく、当該侵害のために提供する者、(iii) 物品・場を、侵害発生を積極的に誘引する態様で、提供する者、については、それぞれ差止請求の対象となることが明確となるよう、立法的措置を講ずべきであること。

今後は、当該考え方の整理を踏まえ、小委員会において、更なる検討を行う。

なお、同ワーキングチームにおいては、この他、関連する問題として、知的財産戦略推進本部における検討を踏まえ、いわゆる「リーチサイト」（別のサイトにアップロードされた違法コンテンツへのリンクを集めたサイト）についても、併せて考え方の整理を行っている。

これら考え方の整理の詳細については、「「間接侵害」等に関する考え方の整理」（別紙4）を参照のこと。

④インターネット上の複数者による創作に係る課題

インターネット上の複数者による創作に係る課題に関しては、知的財産戦略本部において「投稿サイトやブログなど他人の創作物を相互に利用し合いながら創作するケースなど新しい創作形態への対応が明確でない。一般人のコンテンツの創作・公表が新たなビジネスモデルを生みつつある。ネット上における一般人のコンテンツの創作・公表に伴う法的な課題を解決し、コンテンツの創造と流通を一層促進する必要がある。」との指摘がされており（「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について〈検討経過報告〉」（平成20年5月29日））、これを受けて小委員会において契約・利用ワーキングチームを設置し、第9期から検討を開始した。

本課題に関しては、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等について現行法上の整理やその特性に関する検討を行うとともに、主に権利処理ルールの明確化という観点から、立法措置による対応の可能性及び契約等による対応の可能性の双方につき、実際に提供されている国内外の事例の分析や国外における検討状況の把握、関係者からのヒアリング等を通じて検討を実施し、概略以下のとおり結論をとりまとめた。

まず、立法的な措置による対応については、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用の円滑化という目的を達成するために特別な立法的措置を講ずることは、比較法的観点や条約上の観点等から困難であるとの結論に至った。

次に、契約等による対応については、利用規約、あるいはクリエイティブ・コモンズのようないわゆる「著作権ライセンス」の活用といった取組が実際に広く行われ、一定の効果が認められるとともに、その内容は、サービス内容の多様化もあいまって、事業者等による創意工夫により、日々改良が重ねられており、今後も急速な進化が予想されるインターネット・サービスにおいて、その状況の変化に対応しながら、権利者とユーザーの双方が合意できる新たなルールを迅速に構築するためには、立法的な措置による対応を図るよりも、契約等による柔軟な対応に委ねることが合理的であると考えられるとの結論に至った。

検討結果の詳細については、「契約・利用ワーキングチーム報告書」（別紙5）を参照のこと。

⑤その他の課題

①及び③のほか、分科会報告書の報告等を踏まえ、薬事関係や学校教育関係の権利制限や、通信・放送の在り方の変化への対応等、状況の進展に応じて、引き続き必要に応じて検討を行う。

（3）おわりに

今期の小委員会では、上記のように、「国立国会図書館からの送信サービスに関する権利制限規定に係る課題」及び契約・利用ワーキングチームから報告書が示された「ネット上の複数者による創作に係る課題」以外の課題については、今後引き続き検討することとしている。このため、本報告は、期末の最終的な報告書とせず、審議経過報告として審議の進捗状況や残された課題等について整理したものである。これらの検討課題については、来期の小委員会においても、可能な限り速やかに結論が得られるよう引き続き検討を行い、結論が得られたものから、適宜、報告をまとめることとしたい。

（4）開催状況

第1回 平成23年5月11日

- ①法制問題小委員会主査の選任等について
- ②法制問題小委員会審議予定について
- ③その他

第2回 平成23年7月4日

- ①著作権法第30条について（関係団体よりヒアリング）
- ②その他

第3回 平成23年7月7日

- ①著作権法第30条について（関係団体よりヒアリング）
- ②その他

第4回 平成23年9月21日

- ①「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」における検討状況について
- ②著作権法第30条について
- ③その他

第5回 平成23年11月9日

- ①国立国会図書館からの送信サービスに係る権利制限規定について
- ②著作権等管理事業法の見直しについて
- ③その他

第6回 平成24年1月12日

- ①国立国会図書館からの送信サービスに係る権利制限規定について
- ②契約・利用ワーキングチームからの報告について
- ③司法救済ワーキングチームからの報告について
- ④「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究」について（報告）
- ⑤その他

(5) 委員名簿

	上野 達 弘	立教大学法学部教授
	大須賀 滋	東京地方裁判所判事
主査代理	大 渕 哲 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小 泉 直 樹	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	末 吉 互	弁護士
	多賀谷 一 照	獨協大学法学部教授
	茶 園 成 樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	道垣内 正 人	早稲田大学大学院法務研究科教授， 弁護士
主査	土 肥 一 史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	中 山 信 弘	明治大学特任教授， 東京大学名誉教授， 弁護士
	前 田 陽 一	立教大学大学院法務研究科教授
	松 田 政 行	弁護士， 中央大学法科大学院客員教授
	村 上 政 博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	森 田 宏 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山 本 隆 司	弁護士
	山 本 隆 司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(以上16名)

2. 国際小委員会における審議の経過等について

(1) はじめに

今期（平成 23 年度）の文化審議会著作権分科会の第 1 回国際小委員会において、今期の本委員会では前期の審議に基づき、以下の課題について検討を行うこととされた。

- ① インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- ② 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- ③ 知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方

このうち、①については、前期に引き続き、海外における海賊行為の実態や被害状況及び各国や関係団体における海賊行為への取組等を把握しつつ、今後の対応の在り方について検討を行い、②、③に関わる事項について、W I P O の著作権等常設委員会（S C C R）及び遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（I G C）における議論の動向を踏まえ、審議を行った。

(2) 審議の状況

① インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

今期の小委員会においては、各国における海賊行為への取組等を把握するため、事務局より、「国境を越えた著作権保護のための連携」をテーマに開催された「第 2 回アジア著作権会議」における議論のまとめが報告（第 1 回国際小委員会）され、また、中国、台湾との政府間協議において聴取されたインターネット上の侵害に対する両政府の取組が紹介（第 2 回国際小委員会）された。

また、前期の小委員会において、海外におけるインターネット上の侵害対応は権利者単独では費用負担や体制の面で限界があることから、団体として連携するための体制強化が必要であるとの指摘がなされたことを踏まえ、今期では、海外における著作権侵害への効果的な対応を行っている一般社団法人日本レコード協会及び一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構からのヒアリングを行い、団体としての侵害対応の今後の在り方、それに対する政府による支援方策等についての検討を行った。

ヒアリングでは、インターネット上の違法コンテンツ等の侵害実態及び権利執行に係る対応等の現状が紹介されるとともに、権利侵害への効果的な取組として、インターネット上の違法コンテンツを監視し削除要請を行うシステムの活用、侵害発生国の関係機関等との連携強化や違法コンテンツの流通防止に向けた意識啓発の促進に関する事例が紹介され、これらの取組をさらに進めていくことが必要であるとされた。

② 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

現在、視聴覚実演の保護や放送機関の保護に向けた条約に関する議論及び権利の制限と例外に関する議論が W I P O で進められている。前期に引き続き今期においても、第 1 回及び第 2 回の国際小委員会において、W I P O の著作権等常設委員会（S C C R）における議論の進捗状況が報告された。

特に視聴覚実演の保護については、昨年開催されたW I P Oの第49回総会において、条約採択のための外交会議を本年6月に開催することを合意するという具体的な進展があった。

また、放送機関の保護についても、非公式会合において、議長の提出したペーパーに基づき議論を行い、第23回S C C Rでは、南アフリカ及びメキシコより新提案文書も提出され、議論に加速が見られており、今後も引き続いて、伝統的放送機関の保護の在り方について議論を行っていくこととされているところである。

権利の制限と例外については、これまでに引き続き、視覚障害者等に関する国際文書の提案についての議論のほか、図書館・アーカイブに関する権利の制限と例外等についても議論が始められているところである。権利の制限と例外については、我が国としては、引き続き、スリーステップテストの考え方を踏まえ、適切な議論を行うことが必要であり、何らかの国際文書を作成する場合には、各加盟国がそれぞれの国内事情を踏まえ、柔軟な対応が可能となるようにすべきである。

本小委員会では、以上のような議論を踏まえた我が国の対応につき、検討を行った。

③知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方

先進国・途上国間で意見に隔たりが見られる状況下において、相互に合意可能な方策又は相互理解を深める方策について、W I P Oの遺伝資源・伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（I G C）で議論がなされているところ。2011年の会合結果につき、第1回及び第2回の国際小委員会において報告がなされた。フォークロア（T C E s :伝統的文化表現）については、I G Cでのテキストベースでの議論が具体的に進みつつある。

(3) おわりに

今期の国際小委員会では、(1)については、関係国際会議等の報告及び、国内関係団体からの侵害対策等に関するヒアリングを行い、(2)、(3)については、W I P Oにおける国際的な議論の動向の報告を行い、それらについて議論を行った。

(1)については、今後も海賊行為に係る状況の把握に努めるとともに、ヒアリングでの指摘を踏まえつつ、政府間協議の充実をはかるとともに、違法コンテンツの流通防止に向けた意識啓発の促進に向けた対応について検討していくことが必要である。

また、著作権をめぐるW I P Oにおける議論については、放送条約に関する議論、視覚障害者等の権利制限と例外に関する議論などにおいても、それぞれに一定の進展が見られ、フォークロア（伝統的文化表現）についても、W I P Oにおける議論が進展しつつあり、これらを含め、引き続き我が国の対応の在り方を検討していくことが必要である。特に視聴覚実演の保護に関する条約については、外交会議開催の決定を受け、条約の早期実現が望まれる。

(4) 開催状況

第1回 平成23年7月8日

- (1) 主査の選任等について
- (2) 今期の国際小委員会の進め方について
- (3) WIPO等における最近の動向について
- (4) アジア著作権会議等の報告
- (5) その他

第2回 平成24年1月20日

- (1) WIPO等における最近の動向について
- (2) 関係団体からのヒアリング
- (3) その他

(5) 委員名簿

石井亮平	日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター主幹
上野達弘	立教大学法学部教授
小原正幸	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
久保田裕	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事，事務局長
後藤健郎	社団法人日本映像ソフト協会専務理事，事務局長 (社団法人コンテンツ海外流通促進機構専務理事)
笹尾光	社団法人日本民間放送連盟知的所有権対策委員会 IPR専門部会法制部会主査
鈴木将文	名古屋大学大学院法学研究科教授
主査代理 大楽光江	北陸大学未来創造学部教授
主査 道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授，弁護士
中村伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
野口祐子	弁護士
畑陽一郎	社団法人日本レコード協会理事
前田哲男	弁護士
増山周	社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター事務局長
山本隆司	弁護士

(以上15名)

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において
ヒアリングを実施した関係団体と出席者一覧

第2回法制問題小委員会（平成23年7月4日）

- ・ 一般社団法人日本音楽著作権協会
北田 暢也（きただ のぶや）
一般社団法人日本音楽著作権協会 常任理事
- ・ 社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター
椎名 和夫（しいな かずお）
社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター運営委員
- ・ 一般社団法人日本写真著作権協会・社団法人日本美術家連盟
瀬尾 太一（せお たいち）
一般社団法人日本写真著作権協会 常務理事・写真家
福王寺 一彦（ふくおうじ かずひこ）
社団法人日本美術家連盟 常任理事・日本画家
池谷 慎一郎（いけたに しんいちろう）
社団法人日本美術家連盟 事務局長代理
- ・ 一般社団法人電子情報技術産業協会
榊原 美紀（さかきばら みき）
一般社団法人電子情報技術産業協会 著作権専門委員会委員長
パナソニック株式会社 渉外本部渉外グループ著作権渉外チームリーダー
和田 利昭（わだ としあき）
一般社団法人電子情報技術産業協会 著作権専門委員会副委員長
株式会社日立製作所 知的財産権本部知財ビジネス法務本部担当部長
長谷川 英一（はせがわ ひでかず）
一般社団法人電子情報技術産業協会 常務理事
- ・ 社団法人日本経済団体連合会
広崎 膨太郎（ひろさき ぼうたろう）
社団法人日本経済団体連合会 知的財産委員会企画部会長
日本電気株式会社 特別顧問
- ・ 日本知的財産協会
上野 剛史（うえの たけし）
日本知的財産協会 副理事長
日本アイ・ビー・エム株式会社 理事・知的財産部長
今子 さゆり（いまこ さゆり）
日本知的財産協会 著作権委員会委員長
ヤフー株式会社 法務本部知的財産部マネージャー
大野 郁英（おおの いくひで）

日本知的財産協会 著作権委員会委員長代理
凸版印刷株式会社 法務本部法務部課長

第3回法制問題小委員会（平成23年7月7日）

- ・ 一般社団法人日本レコード協会
畑 陽一郎（はた よういちろう）
一般社団法人日本レコード協会 理事
楠本 靖（くすもと やすし）
一般社団法人日本レコード協会 法務部副部長
- ・ 一般社団法人日本映画製作者連盟・一般社団法人日本映像ソフト協会
華頂 尚隆（かちょう なおたか）
一般社団法人日本映画製作者連盟 事務局長
酒井 信義（さかい のぶよし）
一般社団法人日本映像ソフト協会 管理部著作権担当部長
- ・ 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
久保田 裕（くぼた ゆたか）
社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
- ・ 公益社団法人日本文藝家協会
長尾 玲子（ながお れいこ）
公益社団法人日本文藝家協会 著作権管理部部長
- ・ 社団法人日本書籍出版協会・社団法人日本雑誌協会
井村 寿人（いむら ひさと）
社団法人日本書籍出版協会 常任理事
平井 彰司（ひらい しょうじ）
社団法人日本書籍出版協会 知的財産権委員会 副委員長
五木田 直樹（ごきた なおき）
社団法人日本雑誌協会 著作権委員会 副委員長
- ・ 一般社団法人インターネットユーザー協会
小寺 信良（こでら のぶよし）
一般社団法人インターネットユーザー協会 代表理事
- ・ 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
岸原 孝昌（きしはら たかあき）
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 常務理事
板谷 恭史（いたや やすふみ）
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 知財
著作権委員会モバイル著作権部会 部会長
長谷川 篤（はせがわ あつし）
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 知財
著作権委員会 副委員長

（以上、17団体）

著作権法第30条に係る論点の整理

1. 1項柱書き

著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

(1) 「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」について

- 「その他これに準ずる限られた範囲内」との文言が非常に曖昧で、外縁が必ずしも明確ではなく、30条1項の範囲が不当に拡大解釈され、権利者に悪影響を及ぼしていることから、当該文言を削除し、私的使用を個人で使用するものと家庭内において使用することの二つに限定してはどうか。（映連）

(2) 「その使用する者が複製することができる」について

- メディア変換についての強いニーズがあることや、私的領域内での使用を目的とした複製である限り、権利者に新たな経済的損失が生じる可能性は低いことから、利用者の手足として複製していると評価できる場合等には、利用者以外の者が物理的に複製行為を行うこと等を認めるべき。（JEITA、同旨知財協）
- いわゆる手足理論を用いて30条の範疇だと言い張る業者があり、30条に当該理論を用いることに反対。（書協・雑協）

(3) ただし書の追加について

- 映画をデジタル録画する行為は、商品と同等の鑑賞価値のあるものを無償で入手する行為であり、ビジネスと衝突するものであることから、35条1項等と同様に、30条1項に「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない」とのただし書を設け、スリー・ステップ・テストを満たすことを求めるべき。（映連・JVA）

2. 1項1号、附則5条の2

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

附則

（自動複製機器についての経過措置）

第5条の2 著作権法第30条第1項第1号及び第119条第2項第2号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

(1) 公衆用自動複製機器について

- クラウドで行われるデジタルロッカーへの複製は、コピー先が居宅内か居宅外かの違いしかなく、権利者に新たな経済的損失が生じているとは考えられないため、30条1項1号(加えて附則5条の2)は削除されるべき。(JEITA)
- 公衆用自動複製機器を用いた複製は、正当に取得した著作物を複製するのであり、かつ、家庭内等での使用に留まるものであれば、自己が所有する複製機器で複製することと変わらないため、30条1項1号の削除を含め、公衆用自動複製機器の取扱いについて議論すべき。(知財協)

(2) 附則5条の2について

- ①昭和59年の附則追加以来、「当分の間」が27年以上に及んでいること、②複製に関する集中的権利処理体制が整ってきていること、③営利目的の複製業者の行為が権利者の利益を不当に害するおそれがあること、④文書・図画のデジタル複製による流用の蓋然性が大きくなっていることから、附則5条の2を削除すべき。(文藝家協会、同旨書協・雑協)
- 文書等の著作物の管理・許諾の一元化はまだ途上であり、権利者不明のものも多数存在する状況であって、附則5条の2を削除すると、私的使用をしようとする者に著しい不便を生じさせ、混乱を招くため、最低限、現状を維持すべき。(知財協)

(3) いわゆる自炊行為について

- 難病等により自分でページをめくることができない場合のように、デジタル化しないと本を利用できない場合もあるため、いわゆる自炊そのものを否定するものではないが、自炊代行業者、特に、自炊の場所、機材の提供と裁断済み書籍を貸し出しているような業者を規制すべき。また、自炊代行業者自体がデータの管理をどのくらいできるのか心もとない。(文藝家協会、同旨書協・雑協)

3. 1項2号

二 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第120条の2第1号及び第2号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合

(1) 技術的保護手段を回避したバックアップ等目的の私的複製について

- たとえ技術的保護手段を回避して行う私的複製行為であったとしても、利用者がバックアップ目的で1部だけコピーするといった場合であれば、著作権者等が予期しない複製とは言えず、著作権者等の経済的利益を著しく損なうことにもならないため、一定の限定的な範囲で技術的保護手段を回避して行う私的複製行為を認めるべき。(知財協、同旨JEITA)
- 映像パッケージソフトが正規の手段で複製できないことは十分に認知されていること、バックアップ等の目的を超えた利用（ネットへの流出等）がなされることは容易に推測されること等から、技術的保護手段を回避して行うバックアップ等のための複製を権利制限の対象とすべきではない。(JVA)

(2) 平成23年著作権分科会報告書に基づく技術的保護手段の見直しについて

- 技術的保護手段の見直しに当たっては、特定の者によるプラットフォームの保護につながらないようにするべきであり、場合によっては、米国のような例外規定の導入等（互換性等についての適用除外規定による解決及び利用者によるアクセスコントロール回避行為について、三年ごとに設けられる適用除外手続をとることによる解決）を検討すべき。（JEITA、同旨 MiAU）
- 技術的保護手段の回避規制は、利便性との関係で保護強度等に差異があるとしても、文化及び経済の発展に必要なものであり、実態として利用されている技術的保護手段が網羅されるような定義とするべき。（MCF）

4. 1項3号

三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

(1) 「著作権を侵害する自動公衆送信」について

- 著作権侵害行為によって作成されたものを、その事実を知りながら入手すること自体が侵害行為を故意に助長するものであって、そのようにして入手したものを複製することをさらに認める合理性はないことから、ダウンロードに限らず、海賊版等の権利侵害物を、情を知りながら入手した上で行うデジタル方式の録音・録画も違法とするべき。（映連・JVA）

(2) 「デジタル方式の録音又は録画」について

- プログラムの著作物についても、違法にアップロードされたものであると知りながらダウンロードする場合には、私的使用目的の複製の範囲から除外し違法とするべき。
なお、違法とした場合には、複製物を使用する権限を取得したときに違法に複製されたことを知っていた場合には、当該複製物を使用して行う複製を、47条の3の権利制限から除外し、違法とすべき。（ACCS）

(3) 刑事罰化について

- 平成 21 年法改正による抑止効果は十分に発揮されておらず、また、違法状況の蔓延は、新たな音楽の創作に悪影響を与えることから、30条1項3号の違法ダウンロードに対する刑事罰を導入するための法改正を検討すべき。（レコード協会）
- 刑事罰化することに異論はないが、そのことがプログラムの著作物を本号の対象とするかどうかの議論に影響を及ぼさないよう留意すべき。（ACCS）
- 平成 22 年に施行されてから 1 年半の時間が経過したに過ぎず、意識喚起や啓発の効果等の評価・検証も十分に行われていない現時点において、刑事罰導入等の更なる規制強化の検討を行う必要はない。（JEITA、同旨知財協）
- 違法ダウンロードかどうか判断が容易ではないために消費者が行動を萎縮することが想定され、著作物の利用が阻害されること等が考えられることから、30条1項3号の厳罰化は慎重にすべき。（MCF）
- 違法なアップロード行為についてはすでに刑事罰が科されているので、まずは違法なアップロード行為について厳格な運用がなされるべき。（JEITA、同旨知財協、MCF）

(4) その他

- 違法サイトからの複製が深刻な状況であり、違法サイトへのアクセス遮断や、いわゆるスリーストライク制度の導入の検討が必要。(JASRAC)

5. 2項

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の機能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(1) 総論

- 音楽 CD はコピーフリーであり、放送番組のダビング 10 の範囲での録画が可能であること、また、個々の複製行為に対して課金するシステムは実現していないことから、私的録音録画補償金制度を廃止できるような状況にはなく、むしろ私的録音録画の実態と制度の乖離が常態化している現状を踏まえた制度の見直しを可及的速やかに行うべき。(芸団協・CPRA、同旨 JASRAC、レコード協会)
- 複製機器の機能が飛躍的に向上し、またそれらの機器が一般的に大量に販売されている状況を踏まえることが必要であり、私的録音録画補償金制度の趣旨がしっかりと確保されるよう、当該機器を当該制度の対象とすべき。(JASRAC)
- 現行の私的録音録画補償金制度はデジタル時代に適合しているとは言い難いため、現行制度の廃止を含めた抜本的な制度改正の議論が必要。(知財協)
- 私的録音録画補償金制度を考えるに当たっては、利用者の複製行為の実態が、補償が必要なほどにコンテンツビジネスに影響を与えているのかという視点を持つべき。(MiAU)

(2) 対象行為（「録音又は録画」）・対象機器の拡大について

- 複製用の電子機器の高性能化・低価格化にかんがみ、補償金制度の対象行為を録音録画のみならず写真や画像等に拡大するとともに、対象機器についても拡大し、広く薄く補償金の支払いが可能となるような制度を創設することを検討すべき。(写真著作権協会・美連、同旨書協・雑協)
- 現在、私的録音録画補償金制度の対象となっていない機器・媒体によって、大量の私的複製が行われており、汎用機器などのように実際に私的録音・録画に用いられている機器を対象にすることが必要。(JASRAC、同旨映連)
- デジタル方式による複製は、すでに個別の機器や媒体にとどまらず、それらが組み合わされたり、ソフトウェア、通信等のその他の手段と組み合わせられることによって、広範に行われている実態があるため、当該実態を継続的に広く捕捉しうる制度となるよう補償金制度を再構築すべき。(芸団協・CPRA)

(3) 著作権保護技術との関係について

- 複製不可の著作権保護技術が用いられ、その回避行為を著作権法が禁じているならば、補償は不要であるが、それ以外はデジタル・アナログを問わず補償が必要。(JVA)
- 著作権保護技術が利用されている場合などの一定の管理可能な私的録音録画については 30 条 2 項の適用除外とすべき。また、許容される複製の量等を決めた契約が存在する場合には、契約が 30 条に優先して適用されるべき。(JEITA (私的録音録画小委員会中間整理に対する意見書))

6. その他・30条全般

(1) 30条 1 項全般の刑事罰化について

- ①著作権侵害は原則として刑事罰の対象とされるべきであること、②他の権利制限規定から除外されている行為(32条 2 項ただし書等)に該当すれば全て刑事罰の対象となっていること、③違法アップロードからのダウンロードが平成21年法改正後も多発していることから、1号から3号に該当する行為全てについて刑事罰を設けるべき。(映連)

(2) 見直しに当たっての留意点等について

- 私的複製という事柄の性格上、民間の団体で実態を調査することは困難であり、政府において 30 条の下での私的複製の実態がスリー・ステップ・テストに適合しているか検証することが必要。(JASRAC)
- 30 条の見直しに当たっては、図書館等における非営利無料の貸与を利用した私的録音の状況を念頭に置くことが必要。(JASRAC) (文献複製について、同旨書協・雑協)
- 30 条の見直しに当たっては、ユーザーの利便性の確保に偏ることなく、創造のサイクルの維持を絶えず意識しながら検討を行うことが必要。(芸団協・CPRA)
- 近年の著しいデジタル技術の発展にあわせるための見直しの議論は必要だが、現在有効に機能している 30 条の拙速な改正は避けるべきであり、とりわけ私的領域の範囲を狭めることについては、それによる影響や得られる効果の点から慎重な検討が必要。(知財協)
- 私的利用に対する権利制限は、利用の実態から利用者の利便性を担保するためには必要なものであると認められるため、その制度を維持するべき。(写真著作権協会・美連)
- 30 条はユーザーに及ぼす影響が大きいため、審議においてユーザーの意見を十分に反映する方策を検討するべき。(JEITA、同旨 MiAU)

(以上)

国立国会図書館からの送信サービスに関する権利制限規定に係るまとめ

はじめに

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（以下「小委員会」という。）においては、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）から示された「国立国会図書館からのデジタル化された所蔵資料の送信サービス」に係る基本的な考え方を踏まえ、当該送信サービスに係る権利制限規定の在り方について検討を行い、その検討の結果を以下のとおり取りまとめた。

第1節 検討の背景

1. 国立国会図書館における図書館資料のデジタル化の状況について

平成21年の著作権法の一部改正により、国立国会図書館においては、図書館資料の原本が利用されることによる当該原本の滅失・損傷等を避けるため、著作権者の許諾を得ることなく、納本後直ちに当該図書館資料に係る著作物をデジタル化することが可能となった。

国立国会図書館では、納本された図書館資料のデジタル化を積極的に進めており、平成21年度補正予算による予算措置等により、平成23年11月現在、デジタル化の対象となっている図書館資料のうち約210万冊がデジタル化されている。

図書館資料のデジタル化については、平成21年～23年度までは「媒体変換基本計画」に基づき、早期のデジタル化が必要とされている昭和前期刊行図書や雑誌等を中心にデジタル化を進めている。また、出版物以外の納入されたレコードや映像フィルム等のデジタル化については、今後、国立国会図書館と関係者との協議によることとされている。

2. 「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」における検討の概要

平成22年3月より開催された「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」（総務省、文部科学省、経済産業省による合同開催）の報告を受け、平成22年11月に設置された検討会議では、

- ① デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項
- ② 出版物の権利処理の円滑化に関する事項
- ③ 出版者への権利付与に関する事項 等

について、順次検討を行い、平成23年12月に報告が取りまとめられた。

このうち、①「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」については、

- ・ デジタル・ネットワーク社会の特徴を生かしつつ、知の集積とその活用を推進することにより、知の拡大再生産の実現を前提として、広く国民が出版物にアクセスできる環境の整備を図ることが重要
- ・ その際、特に、国立国会図書館においてデジタル化された図書館資料（以下「デジタル化資料」という。）の活用の在り方の検討は喫緊の課題であり、その具体的な活用の方策について早期に実現すべきものと、中長期的に実現を図るべきものとに

整理した上で、戦略的に取り組むことが必要

- ・ 広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備するにあたっては、国立国会図書館、公立図書館等と民間の適切な役割分担を踏まえた上で、連携して行うことが重要

との基本的な考えの下に検討が進められた。

この結果、検討会議においては、国立国会図書館のデジタル化資料を各家庭等まで送信することは、国民生活の情報アクセスに係る利便性の向上に大きく資するものである一方、電子書籍市場に対して重大な影響を与えることが想定されるとともに、許諾契約の締結を円滑に進めるために必要とされる集中的な権利処理を実施するための仕組みの整備には相当の時間を要することから、国立国会図書館のデジタル化資料の活用方策の第一段階として、まずは、送信サービスの送信先を公立図書館等に限定することにより、国民の「知のアクセス」の向上、情報アクセスの地域間格差の解消を図ることとし、各家庭等までの送信については、中長期的な課題としてその実現を目指すことが適当であるとの考えが示された。

さらに、国立国会図書館からの公立図書館等への送信サービスの対象となる出版物の範囲や、送信されたデジタル化資料の送信先における利用方法を一定の範囲に限定するのであれば、著作者や出版者の利益を不当に害することにはならず、むしろ国民の多様な出版物へのアクセスが容易になることで、様々な出版物に対する新たな需要が喚起され、今後の電子書籍市場の活性化につながることを期待されることから、当該送信サービスの早期実現を目指し、国立国会図書館からの送信サービスに係る権利制限規定を設けることが適当であるとの考えが示された。

なお、検討会議では、国立国会図書館からの送信サービスの対象となる出版物の範囲などの具体的な内容に係る検討も行われたが、当該検討の結果については、本小委員会の検討結果を記述した第2節において、併せて触れることとする。

第2節 検討結果

1. 送信サービスの実施に係る基本的な考え方について

国民の知的、文化的共有財産である国立国会図書館のデジタル化資料を有効に活用して、出版物に対する国民のアクセスの向上を図ることは、社会のデジタル化・ネットワーク化の恩恵を広く国民が享受することにつながるものであり、我が国の文化の発展の観点からも重要である。

このような観点から国立国会図書館のデジタル化資料の活用方策として、まずは公立図書館等までの送信を行うこととし、今後、段階的、戦略的にその活用を図るとした検討会議の検討結果は、具体的な活用方策の更なる実施につながるものであり、適当であると評価できる。

このため、国立国会図書館からの送信サービスの実施が著作者や出版者の利益を不当に害し、その結果として電子書籍市場の形成、発展が阻害されないよう十分に配慮をした上で、著作権者の許諾を得ることなく、国立国会図書館のデジタル化資料を公立図書館等へ送信し、当該公立図書館等の利用者が当該デジタル化資料を一定の範囲において利用することができるよう所要の権利制限規定を設けることが適当である。

2. 国立国会図書館からの送信サービスに必要とされる限定について

検討会議の報告では、国立国会図書館からの送信サービスに係る権利制限規定の設ける際に必要とされる限定について、①国立国会図書館からの送信先、②送信サービスの対象となる出版物の範囲、③送信先における国立国会図書館のデジタル化資料の利用方法に係る限定が必要であると示されており、本小委員会においても、①～③の各論点について検討を進めてきた。以下では、各論点ごとに検討結果を示すこととする。

① 国立国会図書館からの送信先について

検討会議においては、国立国会図書館からの送信サービスは、原則として、国民の情報アクセスの向上のため、広く国民に利用されることが重要であり、公立図書館に限られるのではなく、大学図書館などを含め幅広く送信先として認められることが適当であることが示された。また、③で示されているように、送信先におけるデジタル化資料の利用方法が各公立図書館等に設置されている端末による閲覧だけではなく、当該デジタル化資料に係る複製物の提供が併せて行われることを考慮すると、具体の送信先においてデジタル化資料の適切な管理が行われない場合には、著作者や出版者の利益を不当に害する事態につながることも想定されることから、国立国会図書館からの送信先については、著作権法第31条の適用がある図書館等の範囲を参照した上で整理することが必要との考えが示されたところであるが、本小委員会においてもこのような送信先の限定に係る考えは適当であると考えられる。

② 国立国会図書館からの送信サービスの対象となる出版物の範囲について

検討会議においては、国立国会図書館からの送信サービスの対象となる出版物の範囲を定めるにあたっては、電子書籍市場の形成や発展を阻害することのないよう、原

則として市場において入手することが困難な出版物を当該送信サービスの対象とすることが適当であり、具体的には、著作権法第31条第1項第3号の「絶版その他これに準ずる理由により入手することが困難な図書館資料」に係る考え方を参考にした上で、国立国会図書館からの送信サービスの対象となる出版物の範囲を策定するべきである旨が示されたところであるが、この点については本小委員会においても適当であると考えます。

また、国立国会図書館の200万冊を超えるデジタル化資料について、各デジタル化資料を市場で入手することが可能であるか否かの確認を個別に行うことは困難であるとともに、早期における国立国会図書館からの送信サービスの実施のためには当該確認の迅速化を図る必要があることから、各デジタル化資料の入手困難性について個別に確認すること以外の手法や基準を定めることが必要である。なお、当該手法や基準の具体的な在り方については、関係者間における協議において定められることが適当である。

この他にも、検討会議においては、市場において入手困難な出版物のうち、著作者等からの求めに応じて一定のものを当該送信サービスの対象となる出版物から除外するための仕組みを導入することも必要である旨が示された。本小委員会においても、市場において入手することが困難であった出版物が再度流通すること（入手可能となること）が想定される場合（当該出版物の出版計画の存在等）に対応するため、このような除外をするための仕組みを導入することが必要であると考えます。

一方、著作者が過去に執筆した出版物のうち、当該出版物の内容等に照らして著作者が広く国民の目に触れることを希望しないものであっても、送信サービスの対象から除外するべきではないとの意見も示されたところであり、何らかの理由により意図的に絶版とされた出版物等の取扱いについて検討されることが必要である。

③ 送信先における国立国会図書館のデジタル化資料の利用方法について

（デジタル化資料の同時閲覧について）

検討会議においては、多くの国民が国立国会図書館のデジタル資料にアクセスすることを可能にするため、出版物の所蔵冊数を超える同時閲覧を認めることについても考慮されるべきとの考えが示された。本小委員会においては、社会のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、国民の出版物へのアクセスの更なる向上が喫緊の課題であることを踏まえ、当該出版物の所蔵冊数を超える同時閲覧について認めることが適当であると考えます。

（送信先におけるプリントアウト等の複製について）

検討会議において示されたように、送信先における複製物の提供について、送信サービスの対象となる出版物が絶版等の状態にある市場で入手困難なものに限られていることから、著作権法第31条第1項第1号により認められる複製（利用者の求めに応じ、当該利用者の調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合の複製）の範囲であれば、当該図書館資料に係る複製物の提供が著作者や出版者の利益を不当に害することには基本的にならないものと

考えられ、送信先である公立図書館等におけるプリントアウト等の複製を認めることが適当である。

なお、送信先における国立国会図書館のデジタル化資料の複製物の提供が法令に則り適切に行われることを担保するとともに、著作者、出版者等の利益を不当に害さないよう当該複製物の提供を電子媒体の複製物によって行うことについては慎重になる必要があることから、当該複製物の提供に係る具体的な在り方を定めた基準が関係者間において策定されることが必要である。

おわりに

本小委員会における国立国会図書館からの送信サービスに係る権利制限規定の在り方についての検討結果は以上のとおりである。

もともと、本小委員会としては、今般の検討の結果において示された国立国会図書館からの送信サービスは、デジタル化資料の活用方策としては、第一段階に当たるものであり、デジタル化資料を各家庭等に送信するなど、その利便性を十分に高めた上での国立国会図書館からの送信サービスの実施は、国民生活の情報に係るアクセスの利便性の向上に対して重要な意義を持つものであることから、このような送信サービスの実施を目指し、今後も必要に応じた検討が進められていくことが重要であると考えられる。

今後、このような検討を進めていくにあたっては、国立国会図書館からの送信サービスの有償化の是非、有償とした場合の対価の徴収、支払いに係る具体的な仕組み等の多くの検討すべき課題が残されているところであり、当該課題については、電子書籍市場の状況等を踏まえつつ、積極的な検討が行われることが重要である。

【参 考】

「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」報告（抜粋）

第1章 検討事項①「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」

2. 国会図書館が担うべき役割について

〔2〕 国会図書館からの送信サービスについて

（1）送信サービスの実施について

- 送信サービスの実施について、
 - i) 国会図書館からの送信サービスについては、デジタル化資料の利活用方法の一環として、一定の条件の下に実施すること
 - ii) 電子書籍市場に対してその形成、発展を阻害しないことや、著作者、出版者の利益を不当に害さないことに留意して行うこと
 - iii) 送信サービスの将来のあるべき姿を十分に見据えた上で、関係者の合意を踏まえ、可能な範囲から早急にサービスを実施するなど戦略的な取組が重要であること
- の3点について、意見の一致が見られた。
- 送信サービスの実施は国民の知のアクセスの向上や、情報アクセスの地域間格差の解消など、その国民生活に対する知的インフラとしての意義、重要性は大きいものであることを踏まえると、全ての国民が等しく利用できることが重要であり、特に障害者や高齢者へのアクセシビリティについても十分に配慮されることが望ましい。
- また、送信サービスの実施により、国会図書館の所蔵資料が国会図書館以外の場所において閲覧できることは、当該出版物や関係する内容を持つ出版物に対する興味や関心を喚起することにつながるとともに、国会図書館が送信サービスにおける各出版物の利用の頻度等のデータを出版者等に提供することで、利用者の各出版物に対する需要を出版者等が把握できるようになり、相当期間重版されていなかった出版物が再版され、新たに市場に提供されるようになるなど出版市場の活性化につながるといった意見もあった。

（2）送信サービスの具体的な在り方について

- 国会図書館が保有するデジタル化資料は、我が国の重要な知の集積であり、当該資料の利活用にあたっては、例えば、各家庭への送信や公立図書館等への送信など様々なサービスの在り方が想定されうる。

【国会図書館から送信先等を限定しない送信サービスの実施について】

- 送信サービスの在り方を検討するにあたっては、全ての国民が便利に利用できるよう国会図書館のデジタル化資料の利活用を図ることが重要であり、実施されるサービスについては高い利便性を有することが求められる。
- この点については、国会図書館のデジタル化資料を各家庭等まで送信することが実現できれば、送信サービスの利便性は極めて高いものになる。

【国会図書館から各家庭等までの送信サービスの実施にあたっての課題】

- 国会図書館から各家庭等までの送信を行うことは、著作権法上の「公衆送信」に該当するため、権利者の許諾が必要となる。このため、関係者間の協議等により許諾に係る条件（サービスの対象となる出版物の範囲、利用方法、料金、テキスト化の是非）を取り決めた上で、最終的には、個々の著作者、出版者と契約を結び、各家庭等の端末に対して送信を行うこととなる。
- 実際のサービスの実施にあたっては、具体的条件、適切な対価の徴収、分配の仕組みなどの諸課題を解決することが必要であり、例えば許諾契約の締結を円滑に進めるためには徴収した料金の分配を円滑に行うことが必要である。このためには、集中的な権利処理を実施する仕組みを整備することが必要であると考えられ、その実現のためには著作者と出版者が協力して検討することが必要である。なお、こうした取組については、文化庁をはじめとした関係府省が連携を図った上で、支援をすることが重要である。
- さらに、本サービスの実施は民間サービスとの競合問題を引き起こすことが想定されることとともに、そもそも国会図書館が有料サービスを行うことの是非などの様々な課題について解決することが必要である。
- 以上のことから、国会図書館のデジタル化資料を各家庭等まで送信することについては解決すべき課題が多く、関係者間において協議を行う必要があるため、サービスの実施までに相当の期間を要することが想定される。

【国会図書館からの送信先等を限定した上での送信サービスの実施について】

- 一方、①送信先、②対象出版物の範囲、③利用方法を限定した上で送信サービスを実施することについては、各家庭等までの送信に比べて、早期に権利者、出版者の合意を得ることが可能であると想定される。

① 国会図書館からの送信先の限定について

- 国会図書館からの送信サービスは国民生活における情報に係る知的インフラとしての性格を有するものであり、より多くの国民が当該サービスを利用できるような環境を整備することが望まれる。
- 地域の公立図書館については、社会教育上重要な機能を有する施設であり、情報管理に係る一定の体制が整備されていることや、誰もが無料で図書館を利用することが可能であることから、当該図書館を国民のアクセスポイントとして設定することは有益であると考えられる。この点、公立図書館が設置されていない自治体が一定程度存在するなどの問題はありながらも、国民の「知のアクセス」の向上、情報アクセスに係る地域間格差の解消につながる点において意義深いものである。
- また、大学図書館のような教育・研究機関の図書館については、例えば、日本古典文学を研究する学生等が大学の図書館で、国会図書館にしか所蔵されていない希少な出版物を用いた研究が可能となるなどその利点は大きく、送信サービスの受け手として考えられるべきである。さらに、高校生等による探求型学習等における送信サービスの利用が想定されることから、学校図書館についても対象とすべきではないかとの意見があった。

- なお、上記の他にも、図書館法（昭和25年法律第148号）第2条に定められている私立図書館などもあり、公立図書館や大学図書館等の各図書館においては設置趣旨や目的等に相違点も存在するため、全ての図書館を一律に同等と見做すことは適当ではないと思われる。
- 具体的な送信先を定める際には、上記の点を考慮するとともに、③で示されているデジタル化資料の複製が適切に管理されることが必要であることから、著作権法第31条の適用がある図書館等の範囲を参照した上で整理することが必要である。

② 国会図書館からの送信サービスに係る対象出版物の限定について

- 対象出版物の範囲を定めるにあたっては、電子書籍市場の形成、発展の阻害や著作者、出版者の利益を不当に害することのないよう留意することが前提であり、基本的には相当期間重版していないものであるとともに、電子書籍として配信されていないなど、一般的に図書館において購入が困難である「市場における入手が困難な出版物」等とすることが適当である。
- 具体的に「市場における入手が困難な出版物」の範囲を定めるにあたっては、著作権法第31条第1項第3号に規定されている「入手することが困難な図書館資料」に係る考え方などを参照した上で整理することが必要である。
- また、この他にも、学術文献等の著作者が送信サービスにおける利用に前向きな場合が多いと考えられることを踏まえると、学術関連の出版物や公的機関等の調査研究報告書のような広く一般的に活用されるべきものを優先的に対象とするべきであると考えられる。

③ 国会図書館からの送信データの利用方法の限定について

- 国会図書館から地域の公立図書館等に対して送信されたデータの利用方法については、送信サービスの実施が電子書籍市場の形成、発展の阻害や著作者、出版者の利益を不当に害することのないよう留意することを前提としながらも、送信サービスの利用者の利便性を可能な限り高めることが重要であると考えられる。この点について、具体的には、i) 出版物の所蔵冊数を超える同時閲覧の可否及び、ii) 送信先におけるプリントアウト等の複製の可否について、検討が進められた。
- i) については、同時閲覧に係る制限を設けた場合、デジタル化の利点を生かしきれたサービスにはならないことから、同時閲覧に係る特段の制限をしないことが考えられる。
- ii) については、送信先において対象出版物の複製を可能とした場合、当該出版物の需要に一定程度の影響を与える可能性があり、問題であるとの指摘があった。一方、利用者からのプリントアウトに係る要望があるものと想定されることから、これを認めてもいいのではないかと意見もあった。
- この点については、送信サービスの対象出版物の範囲が絶版等市場において入手することが困難なものに限定されていることから、著作権法第31条第1項第1号と同様に複製目的や分量を制限するとともに、ルールに則った運用が担保できる公立図書館等における実施に限定されるという条件の下であれば、プリントアウトを認めることは適当である。

④ 国会図書館からの送信先等を限定した上での送信サービスの実施に係る著作権法上の対応について

- 国会図書館からの送信先等を限定した上での送信サービスの実施については、データの利用方法等に一定の制限が課されているなど、電子書籍市場の形成、発展や、著作者、出版者の利益に十分に配慮しているものであり、早期のサービスの実現が期待されるものである。
- また、送信サービスが i) 公共的な情報に係るインフラとしての性格を有すること、ii) 利用者からサービスに係る対価を徴収しないこと、iii) 送信先、対象出版物等について制限されたものであり、サービスの実施が著作者、出版者の利益を不当に害するものではないと考えられることを踏まえれば、著作権者へ対価を支払うことの必要性は高くないものと考えられる。
- こうしたことから、上記の①～③において示された内容、条件が法令等によって適切に担保されるのであれば、当該サービスの実施にあたり、権利制限規定の創設により対応することが適当である。
- さらに、権利が制限された場合においても、送信対象となる出版物の著作権者等の求めがあった場合には当該出版物を送信サービスの対象から除外する方式を導入することも考えられ、その場合の要件、手続等については整理が必要である。
- なお、当該権利制限規定の具体的な規定ぶりなどについては、国際条約との関係にも留意した上で別途検討されることが必要であるとともに、法令等の実際上の運用にあたっての送信データの利用方法や対象出版物に係る基準等の整備については関係者間による協議が行われることが必要である。

(3) まとめ

- 国会図書館のデジタル化資料を各家庭等まで送信することについては、国民生活に与える利便性は非常に大きいものの、このようなサービスの実施にあたっては原則として、権利者の許諾が必要となるものであるとともに、関係者間の協議を経て、一定の仕組みを整備することが必要であり、その実現には相当な期間が必要である。
- したがって、まず、早期の実施を目指し、その為の第一段階として、公立図書館等までの送信等を行うことにより国民の「知のアクセス」の向上、情報アクセスの地域間格差の解消を図った上で、中長期的な課題として更なる利便性の向上を見据えた検討を実施し実現を目指すことが適当である。
- また、送信先等を限定した上での送信サービスの実施については、権利制限規定の創設等により実現したとしても著作者、出版者の利益を不当に害することにはならず、むしろ国民の出版物へのアクセスに係る環境整備が進むことになるとともに、様々な出版物に対する新たな需要が喚起され、それに伴う今後の電子書籍市場の活性化につながることを期待されることから、早期に実現されることが適当である。

「間接侵害」等に関する考え方の整理

平成24年1月12日
司法救済ワーキングチーム

I 間接侵害

1. 問題の所在及び検討経緯

(1) 問題の所在

著作権法第112条第1項は、著作権等を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、著作権者等が差止請求を行うことができる旨規定している。しかしながら、著作物等を自ら直接に利用する者¹（以下「直接行為者」という。）以外の関与者（以下「間接行為者」という。）に対して差止請求を行うことができるかどうかについては、現行法上、必ずしも明確ではないため、間接行為者がどのような場合に差止請求の対象となるのか、そしてその範囲をどのように捉えるべきかという点につき、いわゆる「間接侵害」の問題として、立法的措置の必要性も含め、検討が求められてきた。

間接侵害を巡る状況としては、近年の情報通信技術の発展により、インターネット等を利用した著作物等の創作・流通が活発になったことに伴う著作権法上の課題を指摘する声も多く、裁判例においても、例えばカラオケスナックの経営者などのような、直接行為者を物理的に支配下におく者に対して侵害主体性を認めるといったケース²に加えて、インターネット等を活用して提供される各種のサービスを巡ってその提供者に対する差止請求権が認められたケース³も増加している。また、複数の裁判例が採用したとされる、いわゆる「カラオケ法理」の是非等を巡って様々な議論が展開されており、ここでは、直接行為者の概念が不当に拡張されているのではないかといった指摘や、著作権法上、差止請求の対象となる範囲が不明確であるといった指摘が多くなされている。

このような状況を受け、差止請求が可能な範囲を法律上明確化すべきとの従来からの権利者側の要請に加えて、利用者側の立場からも、差止請求を受けない範囲を明確化すべきとの要請が強くなされるに至っており、近年の知的財産推進計画においても、本課題について検討が求められている⁴。

(2) 検討経緯

上記問題意識を踏まえ、間接侵害の問題については、平成14年度に司法救済制度小委員会において検討を開始し⁵、平成17年度からは法制問題小委員会に司法救済ワーキ

¹ 著作権法第113条によって侵害とみなされる行為を自ら行う者を含む。

² 例えば、最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁〔クラブキャッツアイ事件〕など。

³ 例えば、最判平成23年1月18日民集65巻1号121頁〔まねきTV事件〕、最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁〔ロクラクII事件〕、知財高判平成22年9月8日判示2115号102頁〔TVブレイク事件〕、大阪高判平成19年6月14日判時1991号122頁〔選撮見録事件〕、東京地判平成19年5月25日判時1979号100頁〔MYUTA事件〕、東京高判平成17年3月31日LEX/DB文献番号28100713〔ファイルログ事件〕など。

⁴ 知的財産推進計画2009、同2010、同2011など。

⁵ 文化審議会著作権分科会審議経過報告書（平成15年1月）第5章「司法救済制度小委員会における

ングチームを設置し、これまで検討を行ってきた。平成17、18年度には裁判例からのアプローチ、外国法からのアプローチ、民法からのアプローチ及び特許法からのアプローチにより基礎的な研究を深め、本課題の分析を試みたところであり⁶、平成19年度からは、これらの成果を踏まえた具体的な立法的措置の検討が進められた。

そして、法制問題小委員会中間まとめ（平成19年10月）⁷において、立法の方向性についての考え方を示し、意見募集を実施したところ、立法的措置が必要であるとの意見が多数寄せられた一方で、具体的な内容については、慎重論を含め様々な考え方が示された⁸。

本ワーキングチームでは、その後もこの問題について、関係団体からのヒアリングや主要裁判例の分析等を通じて、望ましい立法的措置の在り方につき検討を継続し、今般、本ワーキングチームとしての考え方を整理するに至ったため、その内容につき、以下のとおり報告する。なお、以下の報告内容は、あくまで立法論としての考え方を整理したものであり、現行法の解釈について特定の見解を前提としたものではない。

2. 考え方

（1）差止請求の対象について⁹

まず、立法論として、差止請求の対象は、直接行為者に限定されず、一定の範囲の間接行為者も差止請求の対象とすべきかという点については、直接行為者に限定すべきとする考え方もあり得るが、本ワーキングチームとしては、間接行為者が直接行為者に対する間接的寄与を通じて、権利侵害という結果の発生を招来し、これが権利侵害という結果の発生に対する因果的寄与の強度等という点において、直接行為者と価値的に同様のものと評価されるのであれば、差止請求に服すべきものと解されることから、差止請求の対象は直接行為者に限定されるものではなく、一定の範囲の間接行為者も差止請求の対象とすべきとの考え方で一致した。

（2）間接侵害成立の前提としての直接侵害成立の要否について

次に、上記のとおり一定の範囲の間接行為者も差止請求の対象とすべきとの考え方を採用した場合、間接行為者が差止請求の対象とされるためには、直接行為者による侵害

審議の経過」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102f.htm

⁶ 文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）第1章「法制問題小委員会」第5節「司法救済ワーキングチーム」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705/002/005.htm

⁷ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成19年度中間まとめ（平成19年10月）第6節「いわゆる「間接侵害」に係る課題等について」

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/housei_chuukan_1910.pdf

⁸ 「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見VII

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/housei_chuukan_iken.pdf

⁹ なお、現行法第112条第1項の解釈においても、差止請求の対象は、直接行為者に限定されるという解釈（直接侵害者限定説。知財高判平成22年8月4日判時2096号133頁〔北朝鮮の極秘文書事件〕参照）と、一定の間接行為者も含まれるという解釈（直接侵害者非限定説。大阪地判平成15年2月13日判時1842号120頁〔ヒットワン事件〕参照）とがある。

(直接侵害)の成立が前提となるのか否かが問題となる。この問題については、直接行為者による侵害の成立を前提とする考え方(従属説)と、前提としない考え方(独立説)とがあり得るが、適法行為を助長ないし容易化等する行為を行ったとしても、そのような行為を違法な侵害行為とすることは適當ではないことから、本ワーキングチームとしては、基本的に前者の考え方(従属説)で一致した。

(3) 差止請求の対象と位置付けるべき間接行為者の範囲に係る試案

以上の考え方を前提に、本ワーキングチームでは、差止請求の対象と位置付けるべき間接行為者の範囲をどのように整理すべきか検討を重ね、以下の各類型の間接行為者については、差止請求の対象となることが明確となるよう、立法的措置を講ずべきであるとの考えで概ね一致した。

いずれの類型も、一定の「物品」や「場」を提供する者を差止請求の対象としているところ、「物品」は各種装置や機器、プログラム等が、「場」はウェブサイト等が、それぞれ該当する。なお、侵害の具体的な方法や手順を解説した書籍などを提供する者を対象に含めるべきかという点については、表現の自由等との関係等を慎重に検討すべきであるとの議論があったことから、本報告では差止請求の対象とは位置付けていない。

差止請求の対象として位置付けるべき間接行為者の類型

- (i) 専ら侵害の用に供される物品(プログラムを含む。以下同じ)・場ないし侵害のために特に設計されまたは適用された物品・場を提供する者
- (ii) 侵害発生の実質的危険性を有する物品・場を、侵害発生を知り、又は知るべきでありながら、侵害発生防止のための合理的措置を採ることなく、当該侵害のために提供する者
- (iii) 物品・場を、侵害発生を積極的に誘引する態様で、提供する者

(i) 当該類型は、専ら著作権等の侵害の用に供される物品・場の提供を行う者を差止請求の対象とするものであり、物品・場に侵害以外の用途がある場合であっても、著作権等の侵害のために特に設計されまたは適用された物品・場を提供する者も対象と位置付けるものである。例えば、専ら特定のゲームソフトの改変のみを目的とするメモリーカードを輸入、販売し、他人の使用を意図して流通に置いた者などは、当該類型に該当するものと考えられる(参考:最判平成13年2月13日民集55巻1号87号[ときめきメモリアル事件])。

(ii) 当該類型は、(i)類型に該当しない場合であっても、著作権等の侵害が発生する実質的な危険性が認められる物品・場を、侵害発生防止のための合理的措置を採ることなく当該侵害のために提供する者を差止請求の対象と位置付けるものである。例えば、パソコンのような汎用品は、ここでいう著作権等の侵害が発生する実質的な危険

性が認められないため、当該類型の対象とはならない。この点、本ワーキングチームでは、差止請求の対象が必要以上に広がることのないよう配慮すべきであることについては一致しており、(ここでいう実質的危険性が認められないと解される)一定の汎用品、一般品については、対象とならないことを明確にすべきであるとの見解で基本的に一致している。なお、このことを表すために、上記枠内の表現につき、「(実質的危険性を)相当程度有する」あるいは「(実質的危険性を)類型的に有する」などと表記すべきであるとの意見もあった。

また、ここでは、物品・場の提供全般を差止請求の対象とするのではなく、あくまで特定の侵害に係る物品・場の提供を差止請求の対象と位置付けている。

次に、侵害発生防止のための合理的措置の内容については、一義的に定まるのではなく、個別の事例における間接行為者や直接行為者の行為の性質や態様等に照らして個別具体的に定まるものと考えられる。

なお、当該類型に該当するものとしては、著作権侵害が生じているカラオケ店に通信カラオケサービス等を提供するリース業者などが考えられる(参考：大阪地判平成15年2月13日判時1842号120頁〔ヒットワン事件〕)。

(iii) 当該類型は、物品・場を、侵害発生を積極的に誘引する態様で提供する者を差止請求の対象と位置付けるものであり、(i) 類型や(ii) 類型では対象とならない汎用的な物品・場の提供であっても対象となりうる。

例えば、ウェブサイトを開設し、当該ウェブサイトに無許諾の音楽ファイルを投稿することを積極的に呼びかける者などが、この類型に該当するものと考えられる。

3. まとめ

本ワーキングチームとしては、上記類型に該当する間接行為者が差止請求の対象となることを明確にする方向性での立法的措置が必要であると考えられるものであり、今後、本ワーキングチームにおける考え方の整理を踏まえ、法制問題小委員会において、更なる検討が行われることを期待する。

Ⅱ その他（リーチサイトについて）

1. 検討経緯等

本ワーキングチームでは、知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会における検討¹⁰を踏まえ、いわゆる「リーチサイト」（別のサイトにアップロードされた違法コンテンツへのリンクを集めたサイト）についても、間接侵害の問題と併せて検討を行った。

2. 検討結果

本ワーキングチームでは様々な意見が出されたが、著作権等の対象となるのは個々の著作物等である以上、原則として、リーチサイト全体ではなく、そこに含まれる個々のリンクについて差止請求の可否等を検討せざるを得ないのではないかとといった意見が多く出された。また、この場合には、上記Ⅰ．2．（3）で見た差止請求の対象とすべき間接行為者の範囲に係る議論との関係では、リンクによって、その態様やリンク先で行われる著作物等の利用行為の内容（ダウンロードを伴うか、視聴に限られるか等）が異なることから、結局、個別の事案ごとに判断せざるを得ないとの意見があった。

また、仮にリーチサイトについて、サイト全体を差止請求の対象と位置付けるのであれば、これに特化したみなし侵害規定を創設することが適当ではないかとの意見があったが、その一方で、当該意見に対しては、リーチサイトの態様も多様であり、これに特化した規定を創設することは現実的ではないのではないかと意見も出された。

（以上）

¹⁰ 知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について（報告）」（平成22年5月）は、リーチサイトが著作権侵害として認められるべき要件のイメージとして、（i）当該サイト全体の性格が様々な著作権侵害コンテンツのサイトへの誘導を目的としていることが、サイトの文面や著作権侵害コンテンツへのリンクが多くを占める状態から、客観的に明らかであること、（ii）当該サイトの管理者が、それぞれのリンク先が著作権侵害コンテンツのサイト或いはファイルであることを認識していると認められること、が考えられるとし、「上記要件に該当するような一定の行為については現在検討が行われている著作権の間接侵害の要件や差止請求権の在り方の議論の中で当該行為の位置付けを整理していく必要がある。」とする（28頁）。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/siryou/20100601wg_houkoku.pdf

◆ 開催状況

＜平成 17 年度＞

平成 17 年第 1 回 (2005 年 2 月 28 日)
 平成 17 年第 2 回 (2005 年 4 月 6 日)
 平成 17 年第 3 回 (2005 年 5 月 12 日)
 平成 17 年第 4 回 (2005 年 6 月 9 日)
 平成 17 年第 5 回 (2005 年 7 月 5 日)
 平成 17 年第 6 回 (2005 年 9 月 7 日)
 平成 17 年第 7 回 (2005 年 11 月 4 日)
 平成 17 年第 8 回 (2005 年 12 月 16 日)
 平成 17 年第 9 回 (2006 年 1 月 16 日)
 平成 17 年第 10 回 (2006 年 1 月 25 日)

＜平成 18 年度＞

平成 18 年第 1 回 (2006 年 4 月 10 日)
 平成 18 年第 2 回 (2006 年 5 月 16 日)
 平成 18 年第 3 回 (2006 年 5 月 19 日)
 平成 18 年第 4 回 (2006 年 5 月 26 日)
 平成 18 年第 5 回 (2006 年 6 月 13 日)
 平成 18 年第 6 回 (2006 年 7 月 3 日)
 平成 18 年第 7 回 (2006 年 7 月 19 日)

＜平成 19 年度＞

平成 19 年第 1 回 (2007 年 5 月 14 日)
 平成 19 年第 2 回 (2007 年 6 月 5 日)
 平成 19 年第 3 回 (2007 年 7 月 20 日)
 平成 19 年第 4 回 (2007 年 8 月 22 日)
 平成 19 年第 5 回 (2007 年 9 月 6 日)
 平成 19 年第 6 回 (2007 年 9 月 14 日)

＜平成 20 年度＞

平成 20 年第 1 回 (2008 年 4 月 9 日)
 平成 20 年第 2 回 (2008 年 5 月 15 日)
 平成 20 年第 3 回 (2008 年 6 月 16 日)

平成 20 年第 4 回 (2008 年 7 月 14 日)
 平成 20 年第 5 回 (2008 年 7 月 29 日)
 平成 20 年第 6 回 (2008 年 8 月 11 日)
 平成 20 年第 7 回 (2008 年 8 月 28 日)
 平成 20 年第 8 回 (2008 年 9 月 12 日)
 平成 20 年第 9 回 (2008 年 9 月 30 日)
 平成 20 年第 10 回 (2008 年 11 月 5 日)

＜平成 21 年度＞

平成 21 年第 1 回 (2009 年 7 月 23 日)
 平成 21 年第 2 回 (2009 年 11 月 26 日)
 平成 21 年第 3 回 (2009 年 12 月 16 日)
 平成 21 年第 4 回 (2010 年 1 月 7 日)

＜平成 22 年度＞

平成 22 年第 1 回 (2010 年 3 月 10 日)
 平成 22 年第 2 回 (2010 年 5 月 17 日)
 平成 22 年第 3 回 (2010 年 6 月 9 日)
 平成 22 年第 4 回 (2010 年 6 月 24 日)

＜平成 23 年度＞

平成 23 年第 1 回 (2011 年 6 月 13 日)
 平成 23 年第 2 回 (2011 年 6 月 28 日)
 平成 23 年第 3 回 (2011 年 7 月 12 日)
 平成 23 年第 4 回 (2011 年 7 月 28 日)
 平成 23 年第 5 回 (2011 年 8 月 25 日)
 平成 23 年第 6 回 (2011 年 9 月 22 日)
 平成 23 年第 7 回 (2011 年 11 月 1 日)
 平成 23 年第 8 回 (2011 年 11 月 24 日)
 平成 23 年第 9 回 (2011 年 12 月 19 日)

◆ チーム員名簿

(敬称略。肩書きの記載については当時のもの。)

<平成 17 年度 (第 5 期)・平成 18 年度 (第 6 期) >

座長	大淵 哲也	東京大学教授
座長代理	山本 隆司	弁護士
	上野 達弘	立教大学助教授
	前田 陽一	上智大学教授
	横山 久芳	学習院大学助教授

<平成 19 年度 (第 7 期) >

座長	大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	山本 隆司	弁護士
	上野 達弘	立教大学法学部准教授
	平嶋 竜太	筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授
	前田 陽一	立教大学大学院法務研究科教授
	横山 久芳	学習院大学法学部准教授

<平成 20 年度 (第 8 期) >

座長	大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
座長代理	山本 隆司	弁護士
	上野 達弘	立教大学法学部国際ビジネス法学科准教授
	平嶋 竜太	筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授
	前田 陽一	立教大学大学院法務研究科教授
	横山 久芳	学習院大学法学部法学科准教授

<平成 21 年度 (第 9 期) >

座長	大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	山本 隆司	弁護士
	上野 達弘	立教大学法学部准教授
	奥邨 弘司	神奈川大学経営学部准教授
	茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	平嶋 竜太	筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授
	前田 陽一	立教大学大学院法務研究科教授

<平成 22 年度 (第 10 期) >

座長	大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	山本 隆司	弁護士

奥邨	弘司	神奈川県経営学部准教授
茶園	成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
平嶋	竜太	筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授
前田	陽一	立教大学大学院法務研究科教授

<平成 23 年度（第 11 期）>

座長	大淵	哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	山本	隆司	弁護士
	上野	達弘	立教大学法学部教授
	奥邨	弘司	神奈川県経営学部准教授
	茶園	成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	平嶋	竜太	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	前田	陽一	立教大学大学院法務研究科教授

契約・利用ワーキングチーム 報告書

平成23年12月

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会

契約・利用ワーキングチーム

目 次

はじめに.....	1
第1章 インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の現行著作権法上の位置づけ	3
第1節 インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の類型.....	3
1 現行法における概念上の整理.....	3
2 インターネットを通じて複数者により創作等される著作物等への当てはめと特徴.....	5
第2節 インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の特徴と課題.....	6
第2章 インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の取扱いの実態.....	10
第1節 利用規約における取扱い.....	10
1 利用規約の現状.....	10
2 利用規約による対応の効果とその限界.....	12
第2節 個々のサービスの枠を越える許諾条件の活用.....	14
1 活用の現状.....	14
2 限界.....	15
第3節 【参考】インターネット・ユーザーによる商業著作物等を利用した創作活動等を進める取組..	17
1 包括利用許諾契約等の活用.....	17
2 権利者による取組.....	19
第3章 諸外国地域における現状.....	21
第1節 米国.....	21
1 複数者が創作等に関与した著作物の米国著作権法上の位置づけ.....	21
2 米国におけるサービスの実例.....	22
第2節 その他の国地域.....	24
1 欧州.....	24
2 韓国.....	26
3 OECD.....	27
第4章 インターネットを通じて複数者が創作等に関与する著作物等の利用における課題の解決の方向性	28
第1節 立法的な措置による対応の可能性と問題点.....	28
1 著作物等の概念上の分類にかかわらず一定の共通ルールを適用するという方向性.....	28
2 特定の者に権利を集約するという方向性.....	29
3 結論.....	30
第2節 契約による対応可能性と限界.....	30
第3節 本ワーキングチームで出されたその他の意見.....	31
おわりに.....	32
付属資料.....	33

はじめに

近年、デジタル化・ネットワーク化の急激な進展により、著作物の創作と利用の両面にわたり、大きな変化が生じている。その一つとして、各種動画投稿サイトのように、多数のユーザーがインターネットを通じて他者の著作物を相互に利用して新たな著作物を創作するといった新しい著作物の創作・利用形態が普及するに至っている。

このような形態で作成されたコンテンツの中には、多くのユーザーの支持を集め、その結果、様々な商業的利用の需要を生み出すものも少なくないが、権利関係が不明確である等の理由により、円滑な各種利用が困難であるとの指摘がなされている¹。

また、既存の商用コンテンツをユーザーが翻案等したり実演したりすることにより創作される、いわゆる「二次創作」作品についても、円滑な創作や利用を望む声が多い²。

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会は、かかる指摘を踏まえ、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用に係る課題について、契約・利用ワーキングチームにおいて検討を行い、今般、検討の結果をとりまとめた。

なお、ユーザーが創作し、インターネットを通じて公表したコンテンツ一般を指して、

¹ 関係する提言は以下のとおり。

- デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について<検討経過報告>（平成20年5月29日デジタル・ネット時代における知財制度調査会）
 - 3. 改革が必要な課題について
 - (4) 投稿サイトやブログなど他人の創作物を相互に利用し合いながら創作するケースなど新しい創作形態への対応が明確ではない。
 - 一般人のコンテンツの創作・公表が新たなビジネスモデルを生みつつある。ネット上における一般人のコンテンツの創作・公表に伴う法的な課題を解決し、コンテンツの創造と流通を一層促進する必要がある。
 - (具体的課題)
 - ①投稿サイト等への投稿に当たって他人の著作物を利用する際のルール整備
 - ②写り込みなどの付随的な利用に関する法的問題の解決。
 - ③自由利用を容認する権利者の意思表示システムの改善。
 - ④多数の者の関与によって作成されたコンテンツの権利管理ルールの明確化
 - 知的財産推進計画2009（2009年6月24日知的財産戦略本部） 施策一覧 第3章
 - (7) デジタル・ネット時代に対応した知財制度等を整備する
 - ⑥インターネット上でのユーザーの自由な創作・発表を促進する
 - ユーザーの自由な創作・発表を促進するための自主的な取組を支援するとともに、複数の者が創作に寄与するコンテンツの権利の取扱い等について検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。
 - 知的財産推進計画2010（2010年5月21日知的財産戦略本部）
工程表 施策19
 - ネット上で複数者により創作されるコンテンツの権利処理ルールの明確化については、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討し、文化審議会著作権分科会において、2010年度中に報告書を取りまとめ。
- ² ○ 知的財産推進計画2011（2011年6月3日知的財産戦略本部）
 - 3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略
 - ・デジタルコンテンツの活用促進
 - ④人財育成の根幹となる創作基盤を強化する。

【施策例】（中略）

インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、包括契約のベストプラクティスを紹介するとともに、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組を支援する。

UGC³や UCC⁴、CGM⁵といった用語が用いられることが多いが、本報告書においては、こうしたコンテンツのうち、複数者が創作等に関与した著作物を、主な検討の対象としている。

以下、本報告書中で法律名が記載されていない条項は著作権法の条項を示す。

³ User Generated Content

⁴ User Created Content

⁵ Consumer Generated Media

第1章 インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の現行著作権法上の位置づけ

第1節 インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の類型

1 現行法における概念上の整理

ある著作物がある者が単独で創作した場合、当該者のみが当該著作物の著作者となり、著作権を取得する（2条1項2号、17条）⁶。そして、当該著作物が他の著作物を原著作物とした二次的著作物でない場合、当該著作物を利用するに当たっては、当該著作者からのみ許諾又は同意を得ればよい⁷。

これに対し、複数の者が創作に関与する等、一定の著作物については、現行法上、以下のとおり、同一の著作物につき複数の者が権利を有する場合がある（（4）（5）は講学上の概念となる。）。なお、以下の類型は、いずれも他の類型を排斥するものではないため、複数の類型に該当する著作物も観念し得る（例えば、共同著作物たる二次的著作物、共同著作物であり二次的著作物でもある編集著作物等）。

また、複数の者が何らかの形で作成過程に関与する場合であっても、当該関与が単なる助言や創作性のない素材の提供に過ぎない等、創作的関与が認められない場合は、当該関与者はそもそも著作者たりえない。

（1）共同著作物（2条1項12号）

二人以上の者が共同して創作した著作物であって、各人の寄与を分離して個別的に利用することができない著作物は、共同著作物として取り扱われる。「共同して創作した著作物」であるためには、著作者間に共同で著作物を作成しようという共通の意思（共同創作の意思）があることが必要であると解されている。

⁶ なお、映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者となる（16条）。

⁷ 当該著作者が著作権の譲渡（持分譲渡を含む）を行った場合や当該著作者につき相続が生じた場合は除く。なお、映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束している場合は、当該映画製作者に帰属する（29条）。

共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ行使できないとされ（64条1項）、各著作者は、信義に反して当該合意の成立を妨げることはできない（同条2項）。また、著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる（同条3項）。

そして、共同著作物の著作権は、共有者全員の合意によらなければ行使することができず（65条2項）、各共有者は、正当な理由がない限り、当該合意の成立を妨げることができない（同条3項）。共同著作物の著作権に関しても、代表して権利を行使する者を定めることができる（同条4項による64条3項の準用）。

（2）二次的著作物（2条1項11号）

他の著作物（原著作物）を翻訳・編曲・変形、脚色、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物は、二次的著作物として取り扱われる。

原著作物の著作権者は、二次的著作物の利用に関し、当該二次的著作物の著作者が有する著作権と同一の権利を有し（28条）、原著作物の著作者の公表権及び氏名表示権は、二次的著作物に対しても及ぶ（18条1項、19条1項）。

したがって、ある著作物が二次的著作物に該当する場合、これを利用するには、当該著作物の著作権者からの許諾に加えて、原著作物の著作権者からの許諾も得る必要があり、公表権及び氏名表示権についても、必要に応じて原著作物の著作者から同意を得ることが求められる。

（3）編集著作物（12条1項）、データベースの著作物（12条の2第1項）

編集物（データベースに該当するものを除く。）でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、編集著作物としての保護を受ける。

編集著作物の著作権は、その編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさないこととされている（12条2項）。

また、データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、データベースの著作物として保護される（12条の2）。データベースの著作物の著作権は、そのデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさないこととされている（同条2項）。

したがって、他の著作物により構成されている編集著作物やデータベースの著作物を利用する場合には、当該著作物の著作権者からの許諾に加えて、素材である各著作物の著作権者からの許諾も得る必要があり、著作者人格権についても、素材である各

著作物の著作者から必要に応じて同意を得ることが求められる。

(4) 結合著作物

例えば歌詞と楽曲からなる歌のように、異なる種類の著作物が結合したものであって、外形上複数の著作物が一体的に利用され、それぞれを分離して個別的に利用できるものを、講学上結合著作物と呼ぶことがある。

ある著作物が結合著作物に該当する場合、これを利用するには、結合している各著作物の著作権者から許諾を得る必要があり、著作者人格権についても、結合している各著作物の著作者から必要に応じて同意を得ることが求められる。

(5) 集合著作物

例えば複数の著者による論文集のように、同じ種類の著作物が集まったものであって、外形上複数の著作物が一体的に利用され、それぞれの部分を分離して個別的に利用できるものを、講学上集合著作物と呼ぶことがある。

ある著作物が集合著作物に該当する場合、これを利用するには、構成する各著作物の著作権者から許諾を得る必要があり、著作者人格権についても、構成する各著作物の著作者から必要に応じて同意を得ることが求められる。

2 インターネットを通じて複数者により創作等される著作物等への当てはめと特徴⁸

現在、我が国において、複数者が著作物の創作や実演等に関与することを可能とする様々なインターネット上のサービスが提供されている。例えば、集合知サイト⁹や掲示板サイト¹⁰、動画等投稿サイト¹¹、ロコミサイト¹²、Q&A サイト¹³などが挙げられる。

これらサービスを通じてインターネット上で公開される著作物につき、上記各類型に当てはめることは、理論上は一応可能であると考えられる。例えば、Wikipedia を例に考えると、特定の項目に関する説明文が、(i) 複数のユーザーにより投稿された文章

⁸ 同様の論点を整理した論文として、末吉互『ネット上で複数者により創作されるコンテンツについて』（ジュリスト1416号64頁、2011）がある。

⁹ 「ウィキペディア」（<http://ja.wikipedia.org/>）など。

¹⁰ 「2ちゃんねる」（<http://www.2ch.net/>）など。

¹¹ 「YouTube」（動画投稿サイト <http://www.youtube.com/>）、「ニコニコ動画」（動画投稿サイト <http://www.nicovideo.jp/>）、「ピアプロ」（イラスト等投稿サイト <http://piapro.jp/>）、「クックパッド」（料理レシピ投稿サイト <http://cookpad.com/>）など。

¹² 「食べログ」（<http://tabelog.com/>）など。

¹³ 「OKwave」（<http://www.okwave.co.jp/>）など。

等によって構成されており、それぞれが独立した著作物として分離利用することが不可能な場合は共同著作物に該当し、(ii) ある著作物を原著物として複数のユーザーが翻案し、投稿した文章等によって構成されており、それぞれが独立した著作物として分離利用することが不可能な場合は、共同著作物たる二次的著作物に該当しうることになる¹⁴。

また、多数の者が関与した著作物であっても、創作的な関与をした者が特定の一人のユーザーのみであるような場合（当該ユーザー創作にかかる動画コンテンツに著作物性のない多数のコメントが付加されているような場合）は、当該ユーザーが著作者となる著作物に過ぎないことになる。

しかしながら、後述するとおり、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の創作形態や関与者は千差万別であり、具体的な特定の著作物等につき、いずれの類型に該当するか、そして誰が著作者等に該当するののかといった点につき正確に判断することは、極めて大きな困難が伴い、事実上不可能な場合も多いと考えられる。

なお、これらサービスを通じてインターネット上で公表されるコンテンツの中には、例えばある者が創作した楽曲を別の者が実演をした様子を撮影した動画のように、著作権のみならず、著作隣接権が関係するものも少なくなく、より一層複雑な様相を呈することとなる。

第2節 インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の特徴と課題

インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等については、「はじめに」で述べたとおり、権利関係が複雑であるため、各種利用が困難であるとの指摘がある。

こうした指摘の背景には、インターネットを通じて複数者が創作等に関与することに起因する特徴、すなわち（1）従来型の創作形態に比べて創作等への関与者が極めて多数であり、不特定又は匿名であるという特徴、（2）創作等への関与の程度等が様々であるために、各関与者の創作等に対する寄与度の把握が極めて困難であるという特徴、（3）創作等への関与形態、時期等が様々であるために、実際の権利関係の特定が極めて困難であるという特徴があるものと考えられる。

¹⁴ なお、複数のユーザーにより投稿された文章等が独立の項目ごとに完結している場合には、講学上、集合著作物に該当することになる。

この点、上記各特徴は、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の全てに共通するものではなく、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の中には、上記各特徴を有しない著作物等、すなわち、少数の者が互いに意思疎通を図りながら創作等を行い、実名で公表した著作物等も数多く存在する。こうした著作物については、権利関係が複雑であり利用が困難であるとの指摘は当たらないことから、本報告書においては、「はじめに」で述べたとおり、複数者が創作に関与したインターネット上にある著作物について、権利関係が不明確である等の理由により円滑な各種利用が困難であるとの指摘があることを踏まえ、その大きな要因となっているものと考えられる上記各特徴を有する著作物等を検討の対象とする。

(1) 関与者が極めて多数であり、不特定又は匿名である

インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の多くは、従来型の創作に比べて関与者が格段に多く、そうした著作物等につき、創作等に関与した者を特定することは極めて困難であり、事実上特定が不可能な場合も多いと考えられる。さらに、インターネットを通じて複数者が創作等に関与する著作物等は、不特定多数が創作等に関与する場合や、創作への関与や実演が匿名で行われる場合も多く、これにより権利者の特定がより一層困難になる。

(2) 関与者の創作に対する寄与度の把握が極めて困難である

インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等は、関与者の関与の程度が様々であることから、関与した者のうち、実際に著作物の創作に寄与した者（映画の著作物の場合は、全体的形成に創作的に寄与した者）や実演をした者が誰なのか、各創作者の寄与度はそれぞれどの程度なのか等を特定し判断することは極めて困難であり、事実上特定が不可能な場合も多いと考えられる。これは、仮に創作等に関与した者及びその関与形態等につき、全て技術的に確定できる場合¹⁵であっても同様である。

(1) (2) の結果、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等を利用する際には、一般的に許諾や同意を得るべき権利者（著作者、著作権者等）を特定することが困難であり、あるいは、特定できた場合にも、権利者が極めて多数に及ぶ場合が多いと考えられる。また、権利者の間での寄与度の認定にも困難が伴うため、仮に

¹⁵ 例えば、Wikipedia においては、投稿ユーザー名と投稿内容が全て履歴として記録され、参照することが可能である。

収益を分配するような場面でも困難に直面することが予想される。

(3) 権利関係の特定が困難である

既に第1節1で述べたとおり、利用対象となる著作物が著作権法上どのように分類されるかによって、適用される規定が異なり、その結果、許諾が必要な相手方が異なってくることになる。例えば、共同著作物に関し、現行法は64条、65条という特則を置いているが、当該各規定は、二次的著作物の著作者（著作権者）と原著作物の著作者（著作権者）との関係においては適用されない。

上記のとおり、インターネットを通じて複数者が創作に関与した著作物は、理論上は、第1節2(1)～(5)に示した概念上の分類は一応可能であると考えられるものの¹⁶、実際には、関与者の創作への関与形態、時期等が様々であるために、個々の具体的な著作物につき、その分類を正確に判断することは極めて困難であり、事実上判断が不可能な場合も少なくないと考えられる。

例えば、インターネットを通じて複数者が関与する創作においては、著作者にとって創作の途中段階であるものも公開され、これを用いて別の者が著作物を創作するといった創作形態も考えられるところ、途中段階のものが、当該著作物にとって原著作物に該当するのか（この場合、別の者が創作した著作物は二次的著作物となる。）といったことを判断することは困難である。あるいは、共同著作物の要件としては、前記のとおり、著作者間に共同で著作物を作成しようという共通の意思（共同創作の意思）があることが必要であるとされているが、例えばインターネットを通じて複数者が創作に関与することにより作成された著作物の場合、関与者同士が直接意思を確認し合うことなく創作が行われる場合が多いことから、このような場合に共同創作の意思が認められるのか、あるいはどのような場合に共同創作の意思を認めるのかといったことについては、未だ十分な議論が行われていない状況にあり、判断が極めて困難であるものと考えられる。

加えて、(1)(2)で述べた課題すなわち関与者の特定が困難であったり、関与者が極めて多数であったり不特定又は匿名であったりすることも、分類を困難ないし不可能ならしめる大きな要因であることはいままでもなく、さらには、著作隣接権も関係するコンテンツの場合、より複雑な問題となる。

¹⁶ 例えばある著作物が共同著作物たる二次的著作物に該当する場合等、ある著作物が(1)～(5)の複数に該当する場合もあり、その分類は極めて複雑なものとなる。

(4) まとめ

インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等には、上記(1)～(3)の特徴を有する著作物等が少なくなく、こうした著作物等は権利関係が複雑であるため、その利用に困難が伴う。

現行法の下で、こうした著作物等の利用を円滑に進めるための方策としては、当事者間で予め一定のルールを定めておき、それに同意した者のみが創作等に関与するという仕組みを採用することが考えられる。

以下、次章においては、利用規約等を活用したこうした取組について検討する。

第2章 インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の取扱いの実態

第1節 利用規約における取扱い

1 利用規約の活用の現状

インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の多くは、事業者が創作や公開の場として提供するインターネット・サービスにおいて、当該サービスのユーザーによって投稿等されたものである。

こうしたサービスを運営する者（以下、「サービス運営者」という。）は、ユーザーがサービスを利用する条件として遵守すべき事項等について定めた利用規約において、前章で見た課題を解決し、投稿された作品（以下、「投稿コンテンツ」という。）の各種利用の円滑化を図るために、ユーザーによって投稿コンテンツに関する権利の取扱いについて一定のルールを定める例が多い。

本ワーキングチームでは、我が国において日本語で提供されているいくつかのサービスに関する利用規約の現状とその効果等につき、以下のとおり検討した。

(1) 検討対象

本ワーキングチームが検討の対象としたインターネット・サービスは以下のとおりである。なお、いずれも平成23年12月6日時点における利用規約を検討の対象としている。

<投稿コンテンツが主としてテキスト（言語の著作物）であるサービス>

- ・ 2ちゃんねる <http://www.2ch.net/>
- ・ Yahoo!知恵袋（ヤフー知恵袋） <http://chiebukuro.yahoo.co.jp/>
- ・ ウィキペディア日本語版 <http://ja.wikipedia.org/wiki/>
- ・ Twitter（ツイッター） <http://twitter.com/>
- ・ クックパッド <http://cookpad.com/>
- ・ 食べログ <http://r.tabelog.com/>
- ・ GREE（グリー） <http://gree.jp/>
- ・ mixi（ミクシィ） <http://mixi.jp/>

- ・ Facebook (フェイスブック) <http://ja-jp.facebook.com/>

<投稿コンテンツが主として動画 (映画の著作物) であるサービス>

- ・ ニコニコ動画 <http://www.nicovideo.jp/>
- ・ YouTube (ユーチューブ) <http://www.youtube.com/>
- ・ Ustream (ユーストリーム) <http://www.ustream.tv/>
- ・ zoome (ズーミー)¹⁷ <http://www.zoome.jp/>
- ・ NHK クリエイティブ・ライブラリー <http://www.nhk.or.jp/creative/>
- ・ Sprasia (スプラシア) <http://www.sprasia.com/>

<投稿コンテンツが主として音楽、写真、イラスト (音楽の著作物、写真の著作物、美術の著作物) であるサービス>

- ・ ピアプロ <http://piapro.jp/>
- ・ pixiv (ピクシブ) <http://www.pixiv.net/>
- ・ Myspace (マイスペース) <http://jp.myspace.com/>
- ・ ニコニ・コモンズ <http://www.niconicommons.jp/>

(2) 各利用規約における投稿コンテンツの権利の取扱いの概要

(i) 投稿コンテンツの著作権等を、サービス運営者へ譲渡する旨を定めているもの
一部のサービスにおいては、投稿コンテンツの著作権等をサービス運営者に譲渡する旨を定めている。

(ii) 投稿コンテンツについて、サービス運営者による利用を許諾することとするもの
(i) のような規定を置かないサービスの多くは、投稿コンテンツにつき、ユーザーがサービス運営者による利用を許諾する旨を定めている。

当該類型は、さらに①サービス運営者によるあらゆる利用を許諾することとするもの、②サービス運営者による特定目的 (例えばサービスの広報目的等) の利用を許諾することとするもの、に概ね分類することができる。

また、この類型においては、サービス運営者から第三者への再許諾についても許諾内容に含み、無償で非独占の許諾とする例が多い。

¹⁷ 2011年8月31日をもってサービスの提供を終了している。

(iii) 投稿コンテンツについて、サービスを利用する他ユーザーの利用を許諾することとするもの

(ii) とは別に、サービスを利用する他ユーザーに対して改変等の利用を許諾する旨を定める例が複数認められた。

当該類型は、さらに①投稿コンテンツについて、他ユーザーに対してあらゆる利用を許諾することとするもの、②投稿コンテンツについて、当該サービス内に限り、他ユーザーに対して利用を許諾することとするもの、③投稿コンテンツについて、投稿者があらかじめ、他ユーザーによる利用の可否や利用範囲を設定し、それによって利用を許諾することとするもの、に分類することができる。

(iv) その他（著作者人格権不行使特約）

その他、(i)～(iii)の内容と併せて、投稿コンテンツのサービス運営者や他ユーザーの利用に対して、投稿者が著作者人格権を行使しない旨の規定を設けている例があった。

2 利用規約による対応の効果とその限界

利用規約は、サービス運営者とユーザーとの契約であることから、上記(i)又は(ii)を内容とする利用規約を定めることにより、サービス運営者が投稿コンテンツを各種二次利用することが可能となり¹⁸、上記(iii)を内容とする利用規約を定めることにより、サービスを利用する他ユーザーが投稿コンテンツを利用することが可能となる。かかる意味において、インターネットを通じて複数者が創作に関与した著作物等の利用の円滑化に資するものと評価できる。

しかしながら、利用規約による対応には、円滑な利用という観点からは、以下のとおり一定の限界もある。

(1) 契約当事者でない第三者との関係

利用規約は、あくまでサービス運営者とユーザーとの契約であるため、契約関係のない第三者との関係では規約の効力は及ばない。

¹⁸ もっとも、ヒアリングにおいては、利用規約において利用許諾につき定めている場合であっても、利用の態様（例えば書籍化等の商業利用）によっては、トラブル回避のため、改めて権利者から許諾を得るとしたサービス運営者も複数存在した。

したがって、例えばあるサービスにおいて投稿されたコンテンツに契約当事者たるユーザー以外の第三者が著作権を有する著作物が含まれている場合には、当該サービスの利用規約は当該第三者には適用されないことから、別途当該第三者から許諾を得ない限り、投稿コンテンツを適法に利用することができない。こうした問題に対応するため、利用規約において、ユーザーに対して第三者の権利を侵害する著作物等を投稿しないこと等を定めている例も多い。

(2) 他のサービスの利用規約との互換性の問題

利用規約においては、例えば、投稿コンテンツにつき、他のサービスにおける利用や商業利用への許諾を禁じることが考えられ、この場合、当該投稿コンテンツの適法な利用は、ユーザーが最初に投稿したサービス内に限られることになる。

また、例えば、利用規約において定められた利用許諾に基づきサービス運営者等が投稿コンテンツを利用する場合に、サービス運営者等において氏名表示を保証しないことが考えられ、こうした場合、当該サービスにおいては、氏名表示の条件が付されたコンテンツ（次節を参照）を投稿することができないことになる。

このような問題は、複数のサービスにおいて、利用規約の内容が抵触すること、すなわち利用規約間に互換性がないことに伴い生ずるものであり、サービスの枠を越えた各種利用を妨げているとの指摘がある。

(3) その他

その他、本ワーキングチームにおいては、利用規約の態様、同意取得手続等によっては、ユーザーとサービス運営者との間に有効に契約が成立しているものと認められない場合等がある¹⁹といった課題や、著作者人格権の不行使特約条項等、その有効性につき議論のある場合がある²⁰といった課題や、利用規約の内容を変更する場合の、変更前に投稿されたコンテンツの取扱い等といった問題につき意見が出された。

もともと、これらの問題は、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等に関する契約に限られる問題ではなく、契約一般に関する問題や、著作権に関する契約一般に関する問題であると考えられる。

¹⁹ 例えば、利用規約への同意を明確に取得しない場合や、ユーザーが未成年者で契約が取り消されうる場合等。

²⁰ 著作者人格権の不行使特約は、一般論として有効性に関する議論が従来よりなされ、諸説あるものの、実務上、広く活用されている。

(4) まとめ

以上述べたとおり、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用の円滑化を図るべく、利用規約が活用されている実態が認められる。こうした利用規約による対応は、一定の限界があるものの、あるサービスにおいて、ユーザーが利用規約を遵守して投稿した著作物等につき、当該サービス内において、当該規約に従った各種利用の円滑な実施を可能としており、前章第2節でまとめた課題を解決するものであると評価できよう。

第2節 個々のサービスの枠を越える許諾条件の活用

1 活用の現状

本ワーキングチームにおいて検討対象としたサービスの中には、権利者（ユーザー）に対して、投稿コンテンツに、一定程度汎用性を有する標準的な利用条件（以下、便宜上「著作権ライセンス」という。）を付すことを利用規約等において義務付けるものがある。著作権ライセンスは、投稿コンテンツ自体に権利者により利用条件が付されることになるため、前節で見た取組と異なり、特定のサービスを越えた各種利用の円滑化を可能とすることを目的として設計されている。

例えば、Wikipedia 日本語版では、ユーザーによる投稿は、クリエイティブ・コモンズにより提供・改訂が行われている「クリエイティブ・コモンズ表示-継承ライセンス 3.0 Unported」²¹ 又はフリーソフトウェア財団により提供・改訂が行われている「GNU Free Documentation License」²²に示される利用許諾条件を承諾した上で公開するものとされ、ユーザーはこれらの条件に同意しなければ投稿できない。これらの条件は、投稿された著作物を同サービス内で他のユーザーが改変する場合のみならず、第三者が当該著作物を別のサービス等において利用する場合など、その著作物が利用される限りにおいて引き継がれる。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを代表とするこうした仕組みを活用するサービスは米国をはじめとして世界中で活用されており（例えば、2011年6月からは、YouTube においてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスが採用されている。）、我が国においても増加している。

²¹ 著作物の利用者が「表示」（原著作者のクレジットを表示すること）及び「継承」（変形・改変や、原作品に基づいた作品を作る場合、「表示-継承ライセンス 3.0」かそれと同等の許諾条件で頒布すること）という条件を満たす限りにおいて、当該著作物を利用できるとする利用許諾条件。略記は CC-BY-SA。

²² <http://www.gnu.org/licenses/fdl.html>

2 著作物に著作権ライセンスを付すことによる対応の効果とその限界

こうした著作権ライセンスの仕組みは、投稿コンテンツにつき、特定のサービスの枠を越えた利用にも対応でき、投稿コンテンツに付された著作権ライセンスがその後の利用においても引き継がれ、その著作権ライセンスに従った各種利用が可能となるため、前節で見た利用規約における限界を一定程度克服し、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の各種利用の円滑化に資する効果があると考えられる。

一方で、本ワーキングチームでは、以下のとおり、こうした著作権ライセンスの仕組みにもいくつかの課題があるとの意見が出された。

(1) 権利者が著作権ライセンスを変更した場合の安定性の確保

例えばクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおいては、著作物等を公開する際に権利者が選択した著作権ライセンスは、後になって、その権利者の意思によって別の許諾条件の著作権ライセンスに変更することが可能であり、変更後に当該著作物等を利用する場合、変更後の許諾条件が適用されることになる。この場合において、いつの時点で当該著作物等に付された許諾条件が変更されたのかが必ずしも事後的に確定できないという問題があるとの意見があった。

なお、米国においても類似の問題が指摘されており、権利者が著作権ライセンスを途中で変更する場合における利用者の保護について、禁反言法理や信義則違反等の適用が議論されているとのことである。

(2) 許諾条件の互換性の確保

異なる著作権ライセンスが付された複数の著作物等を利用することにより、別の著作物等を創作等する場合には、その著作物等に適用される許諾条件はどのように考えればよいかという問題がある。

この点、例えば、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおいては、複数の種類のライセンス条件が用意されており、異なるライセンス条件が採用された複数の著作物等を組み合わせて別の著作物等を創作等する場合には、当該著作物等に採用できるライセンス条件は、利用者から見てより厳しい制約のついた条件になるとされる（したがって、例えば「表示」（原著作者のクレジットを表示すること）の条件が付された著作物と「表示＋非営利」（原著作者のクレジットを表示し、かつ、営利目的の利用で

はないこと)の条件が付された著作物を組み合わせて創作された著作物には、「表示＋非営利」のライセンス条件又は「表示＋非営利」に他の条件を組み合わせた著作権ライセンスを採用することができる。)。ただし、「継承」(その作品を用いた二次的著作物にも、その作品と完全に同じライセンスを付すこと)の場合には、完全に同じライセンス条件同士の作品しか組み合わせることができないのが原則であるため、例えば「表示＋継承」の条件が付された著作物と「表示＋継承＋非営利」の条件が付された著作物は組み合わせることができない、などの限界がある。

さらに、異なる種類の著作権ライセンスとの組合せなど、互換性のない許諾条件が付されたコンテンツ同士を組み合わせる場合には、困難な問題が生じ、特に、互いに矛盾する許諾条件を内容とする著作権ライセンスが付された著作物の場合は、これらを組み合わせて利用することができない場合もある。さらには、互換性の有無や矛盾するか否か等につき正確に検証するためには、極めて専門的な知識が必要となる場合も多い。

かかる問題を克服する取組も進められており、その一例として、「クリエイティブ・コモンズ表示－継承ライセンス 3.0 Unported」²³と「GNU Free Documentation License」²⁴の間には、互換性を確保することがそれぞれ運営団体であるクリエイティブ・コモンズとフリーソフトウェア財団により取り決められている。

(3) 権利者に無断で付された著作権ライセンス

著作権ライセンスにおいても、ある著作物等につき、第三者が著作権者等に無断で著作権ライセンスを付してこれを投稿等するという事態が生じうる。この場合、当然のことながら当該著作権ライセンスは無効であり、当該著作物及び当該著作物を利用して新たに作成等された著作物等を適法に利用するためには、別途、その著作権者等から許諾を得ることが必要となる。

(4) まとめ

以上述べたとおり、利用規約による対応の限界を克服し、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用のさらなる円滑化を図るべく、著作権ライセンスが活用されている実態が認められる。こうした対応は、一定の限界があるものの、前章第2節でまとめた課題を解決するものであると評価できよう²⁵。

²³ 前掲注釈19

²⁴ 前掲注釈20

²⁵ 本ワーキングチームでは、ソフトウェア開発の分野における著作権ライセンスの中には、一定のライセンス条件が付き

第3節 【参考】インターネット・ユーザーによる商業著作物等を利用した創作活動等を進める取組

インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の中には、既存の商業用途の著作物や実演、レコード（以下、「商用コンテンツ」という。）をユーザーが翻案等したり実演したりすることにより創作される、いわゆる「二次創作」作品の公開が行われることもあり、このような作品についても円滑な創作や利用を望む声が多い²⁶。このような作品の多くは、当該商用コンテンツの権利者から許諾を得ずに行われるため、権利者からの申立てにより削除等されることも多いが、その一方で、近時において、ユーザーによる商用コンテンツの利用をより広い範囲で可能にする取組がなされている。本節では、参考としてこのような取組のベストプラクティスを紹介する。

1 利用許諾契約等の活用

動画等投稿サービスの運営者と、権利者との間において、当該サービスにおける著作物等の利用につき、許諾契約を締結し、ユーザーによる当該著作物等を活用した創作等の円滑化を図る取組として、以下の事例が上げられる。

(1) 音楽著作権に係る利用許諾契約

音楽著作物の著作権管理事業者と動画投稿サイト運営者との間において、当該管理事業者が管理する著作権に関し、同サイト内での利用に係る契約を締結した例として、動画投稿サイト「ニコニコ動画」に関する株式会社ニワンゴ・株式会社ドワンゴと音楽著作権等管理事業者（一般社団法人日本音楽著作権協会、株式会社イーライセンス、株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス）との利用許諾契約がある。当該契約により、ニコニコ動画においては、上記管理事業者の管理楽曲をユーザーが実演すること

れたプログラムを一部分組み込むことにより、プログラム全体に当該ライセンス条件を付すことが義務付けられる内容のもの等があり、その後の開発や利用に制約がかかるため、よく確認する必要があるとの指摘があった。

²⁶ ○ 知的財産推進計画2011（2011年6月3日知的財産戦略本部）【再掲】

3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略

・デジタルコンテンツの活用促進

④人財育成の根幹となる創作基盤を強化する。

【施策例】（中略）

インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、包括契約のベストプラクティスを紹介するとともに、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組を支援する。

により作成されたコンテンツを適法に投稿することが可能となっている。

(2) 著作隣接権に係る利用許諾契約

(1) の契約は、あくまで著作権に関する利用許諾契約であるため、レコードや実演を用いた各種利用（例えば、CD 音源を活用した新たな作品の創作等）については、別途著作隣接権につき、権利者から許諾を得る必要がある。

こうしたことから、動画投稿サイトの運営者と著作隣接権者との間において、著作隣接権に係る利用許諾契約を個別に締結し、ユーザーが投稿した動画に利用されている楽曲の使用料の支払いをサービス運営者が行っている例がある（「ニコニコ動画」に関する株式会社ニワンゴ・株式会社ドワンゴとエイベックス・グループ等との契約等²⁷²⁸）。

利用許諾契約によりユーザーが利用できる著作物等の範囲を広げる取組は年々進んでおり、例えば、著作隣接権について、サービス運営者と著作隣接権者との間の個別契約だけでなく、インターネット上の利用を可とする楽曲のリスト（通称「ホワイトリスト」）を権利者団体が用意してサービス運営者と包括的に利用許諾契約を締結するという実験的な取組も行われている²⁹。

(3) 検討

本ワーキングチームにおいては、こうした取組の限界に関する意見も出された。

すなわち、権利者とサービス運営者との利用許諾契約は、既存の商業用途の著作物を利用した二次的著作物の創作や実演などを活性化するための一つの方策ではあるが、あくまで契約対象たる特定のサービスについてのみ効力が及ぶため、当該契約により適法に作成されたコンテンツを当該サービス以外の場で利用することまで許容されるわけではなく、この点で、先に述べたクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのようにサービスの枠を越えて適用される著作権ライセンスの仕組みとは、根本的に異なる面がある。

この他、現在の利用許諾契約の対象は、著作権や著作隣接権に限られていることから、改変等を伴う利用のように、著作者人格権に抵触する利用を適法に行うためには、別途改変等につき著作者から同意を得なければならず、自由な創作の妨げになっているとの意見もあった。この点に関連して、利用許諾契約の対象でない著作物等が利用

²⁷ <http://info.niwango.jp/news/pdf/2010/20101221.pdf>

²⁸ http://www.upload.nicovideo.jp/license_search/

²⁹ <http://www.japanrights.com/ust/>

されたコンテンツがユーザーによって投稿された場合に、権利者が当該コンテンツの削除のほか、事後的に利用許諾を与えて対価を得ることを選択できる仕組みを設けるといった取組も行われている³⁰。

2 権利者による取組

1に述べた他にも、ユーザーによる商業著作物等のインターネットを通じた利用をより広く可能にしようという先進的な取組が権利者によって行われている例として、以下のものがある。

(1) 権利者自らが素材を提供して創作等の場を提供するもの

権利者自身が著作権等を有する商用コンテンツを創作等の素材として提供し、一定の条件の下でユーザーに利用を許諾している例がある。

「NHK クリエイティブ・ライブラリー」は、運営者である日本放送協会が著作権等を有する著作物等（動画や音楽、音声等）を、ユーザーによる創作等の素材として提供し、同サイト上でそれらの素材を用いた作品を創作等するための編集ツールを提供している。素材の利用条件は、「創作用素材の利用規約」³¹として定められており、ユーザーは、本規約の範囲内で、これらの素材をダウンロードして利用（翻案、改変を含む）できるほか、その素材を利用して創作等したコンテンツを、各種インターネット・サービス上に公開することができる。

また、「ピアプロ」を運営するクリプトン・フューチャー・メディア株式会社は、同社が著作権等を有する「初音ミク」等の複数の著作物について、ユーザーによる非営利目的の無償利用を許諾する条件を示す規約（「ピアプロ・キャラクター・ライセンス」³²、「キャラクター利用のガイドライン」³³、「ピアプロ・リンク利用規約」³⁴）を設けており、ユーザーは、これらの規約に基づきその著作物を利用（翻案、改変を含む）することができる。

³⁰ YouTube コンテンツ検証プログラム (Video Identification (Video ID))
http://www.youtube.com/t/video_id_about?gl=JP&hl=ja

³¹ <http://www.nhk.or.jp/creative/rule.html>

³² <http://piapro.jp/license/pcl>

³³ http://piapro.jp/license/character_guideline

³⁴ http://piapro.jp/piapro_link_agreement/

(2) その他

(1) の他にも、権利者が、著作物の利用許諾条件をユーザーへあらかじめ提示する例として、例えば、コンピューターゲームに登場する音楽や動画等について、その著作権者が、商業利用を除く利用・改変を許諾する等の利用条件を明示したり³⁵、ユーザーがそれらを用いて制作した作品を即売会等で販売することを一日に限り許諾する例が挙げられ、当該許諾に基づく利用が人気を博し、結果としてそのゲーム自体の人気を支えるという現象も起きている。

また、著作隣接権者が、自ら著作隣接権を保有する CD の購入者に対して、当該 CD に収録された音源のウェブサイトにおけるストリーミング送信を個別に無償許諾している例もある³⁶。これは、包括利用許諾契約によってカバーされない著作隣接権について、権利者が直接許諾することにより、ユーザーによる利用をより広く可能にした新しい取組であるといえる。

さらに、当初ユーザーにより無断投稿されたコンテンツを、権利者が確認の上でそれを追認する例もある。例えば、角川グループホールディングスは、動画投稿サイトへの無断投稿が探知された自社の著作物について、単に削除するだけでなく、同社が適当と認めた一部のコンテンツに「認定マーク」を付け、配信を事後的に許諾するという取組を実践している。

3. まとめ

上記のような例は、一定の限界もあるものの、権利者による積極的な取組という意味において、高く評価されるものであり、違法な利用の防止と円滑な利用の実現とを両立させる重要かつ現実的な解決策であると考えられる。

³⁵ 「上海アリス幻楽団創作物の二次創作・使用関連ページ」<http://www.geocities.co.jp/Playtown-Yoyo/1736/t-081-2.html>
「東方 Project の著作権を利用する際のガイドライン 2011年版」<http://kourindou.exblog.jp/14218252/>

³⁶ 株式会社音楽館（向谷 実代表取締役）から発売された「向谷倶楽部の軌跡（向谷倶楽部）」
<http://www.mukaiyaclub.com/pdf/20110824.pdf>

第3章 諸外国地域における現状

第1節 米国

1 複数者が創作等に関与した著作物の米国著作権法上の位置づけ

米国においては、我が国と同様に、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等に特化した議論は現時点では盛んではないが、著作物の創作に複数者が寄与した場合の著作権法上の位置づけについては、様々な議論がある。

米国著作権法では、複数者による創作物については、共同著作物³⁷ (Joint Work)、編集著作物 (Compilation)、集合著作物 (Collective Work)、二次的著作物 (Derivative Work) という概念が用いられている³⁸。

このうち、共同著作物の客観的要件として、「分離不能」又は「相互依存」のいずれかを満たすことが必要とされるが、これに加えて、全ての創作者が創作時に著作物を共同で創作する意思があったという主観的要件を満たすことが必要とされており、当該意思は、共同著作物と編集著作物や二次的著作物とを区別する際に重視される。当該意思が創作時に必要であることは、条文上明記されていないが、立法資料においてその旨の記載が認められる。また、当該意思の内容は、創作者が法的に共同創作になることを認識している必要はないが、「共に創作に向けて努力する同僚的な関係」についての事実としての認識を必要とする説が有力である^{39,40}。

上記のとおり、共同著作物と二次的著作物の区別のメルクマールが共同創作意思の有無であることは、学説上ほぼ一致しているが、その中で、大きく①創作の完成は同時でなくてもよいとする説⁴¹、②一人の創作が完成した時に相手が不存在（未定）の場合には共同創作となり得ないとする説⁴²とに二分される。

³⁷ 米国著作権法101条

³⁸ 例えば、「ウィキペディア」は、共同著作物及び(特に)集合著作物に該当する可能性があることが示唆されている。(Steven Hetcher, User-Generated Content and the Future of Copyright: Part One - Investiture of Ownership, 10 VAND. J. ENT. & TECH. L.863 (2008))

³⁹ Childress 事件の控訴審判決は、台本を読み、脚本家に助言した女優が、後日、自分は共同著作物であると訴えた事例に関し、女優の行為は創作以前のアイデア、事実レベルの貢献であって、共同創作レベルの貢献ではないこと、脚本家に共同著作物となる意思が全くなかったことを理由として、訴えを退けた。(Childress v. Taylor, 945 F.2d 200 (2d Cir. 1991))

⁴⁰ Words & Data 事件地裁判決では、創作者に客観的に共同のプロジェクトに参加しているという認識があれば、共同著作物となる認識はなくてもよいとし、共同著作物の意思を比較的緩やかに解釈している数少ない事例である。(Words & Data Inc. v. GTE Communications Services, Inc., (765 F. Supp. 570 (W.D. Mo. 1991))

⁴¹ Nimmer は前者の見解を採用する。また、創作者ではなく、著作物の譲受人が当該著作物を共同創作にするという意思の下で他の著作物と組み合わせた場合も共同著作物に該当するという判例がいくつかあり、その流れを地裁判決 (Bencich v. Hoffman, 84 F. Supp. 2d 1053 (D. Ariz. 2000)) 等が汲んでいる。

⁴² Patry は、1976年米国著作権法の立法資料には、共同創作の意思は創作時に全員の合意として存在していることが必要であると記載していることを重視し、後者の見解を採用する。

米国著作権法においては、我が国と異なり、共同著作物の著作権は、共同著作物の自己使用及び第三者への非独占的なライセンスを単独で行うことが可能であり⁴³、第三者への非独占的なライセンスを行った場合、他の共同著作権者に対して持分割合に応じた収益の分配義務を負う⁴⁴。また、共有持分の譲渡は単独で可能であり、持分を譲渡した共有者が他の共同著作権者に譲渡対価を分配する義務はない。

一方、二次的著作物の著作権は、自己の貢献した部分についてのみ権利を有する。また、二次的著作物の原著作者は、自己の創作部分のみならば単独でライセンスでき、利益分配義務がないが、自己の創作部分を超える範囲は単独でライセンスできない。なお、我が国と同様に、二次的著作物は、そもそも原著作者の承諾を得なければ創作（翻案）できず、二次的著作物を利用する場合にも原著作者の承諾が必要である。

2 米国におけるサービスの実例

米国においては、以下のような複数者が創作等に関するインターネット・サービスが存在しており（平成23年12月6日現在）、特徴としては、いずれもクリエイティブ・コモンズ・ライセンスが活用されていることが指摘できる。

(1) ccMixer⁴⁵

「ccMixer」は、米国クリエイティブ・コモンズが始めた音楽専門のリミックスサイトであり、アーティストがアップロードした音楽ファイルをユーザーがダウンロードし、これをリミックスして再度アップロードすることを可能とするサービスである。楽曲ファイルをアップロードする者は、所定のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの中から任意のものを選択することとされている。

また、アップロードされた音楽は「dig.ccMixer⁴⁶」で検索でき、ライセンスを指定した検索も可能である。

(2) Indaba Music⁴⁷

「Indaba Music」は、ユーザーのページに、プロフィールや写真のほか、音楽ファイルをアップロードできる、音楽専門のSNS（Social Networking Service）である。

⁴³ H.R. Rep. No. 94-1476, 94th Cong., 2d Sess. 121 (1976)

⁴⁴ *Oddo v. Ries*, 743 F.2d 630 (9th Cir. 1984)

⁴⁵ <http://ccmixter.org/>

⁴⁶ <http://dig.ccmixer.org/>

⁴⁷ <http://www.indabamusic.com/>

同サービスにおいては、「セッション」と呼ばれる機能があり、アップロードされたドラムやギターといった素材を用いて、複数のユーザーで共同創作をすることが可能である。音楽ファイルをアップロードするユーザーは、「All Rights Reserved」⁴⁸又は所定のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの中から任意に選択することとされている。

(3) Kompoz⁴⁹

「Kompoz」は、音楽リミックスのコミュニティーサイトであり、「Indaba Music」と同様に、複数のユーザーで共同創作をすることが可能である。音楽ファイルをアップロードするユーザーは、所定のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの中から任意に選択することとされているが、公開の範囲により選択できる条件が異なり、例えば、広くユーザーを限定せずに公開する場合は、改変を前提としたライセンスを選択する必要がある。

この他、非営利のライセンスが付いている音楽コンテンツを営利利用したい場合は、サイト内で商業ライセンスの申請ができるといった機能もある。

(4) MIT OpenCourseWare⁵⁰

「MIT OpenCourseWare」は、広く知識を社会に還元するという理念の下、大学における講義や教材等を、インターネットを通じて無償で公開する活動であり、2002年9月にマサチューセッツ工科大学(MIT)が始め、2000コースあまりの動画、音声、配布物、試験、シラバス等が提供されている。現在では、他大学の教授や高校の教員が、提供されている教材の一部を活用して教材を作成する目的で主に利用されている。

教材等をどこまで公表するかは教授自身が決定するが、提供されている教材等はダウンロードが可能であり、ライセンスはクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの「表示+非営利+継承」が採用されている。

同サービスにおいては、ライセンスのガイドラインが複数示されている⁵¹。一例として、「非営利」の解釈を示しており⁵²、ユーザーにおける萎縮効果の防止に努めている。

⁴⁸ 音楽ファイルのすべての利用について権利者の許諾を必要とする旨の条件

⁴⁹ <http://www.kompoz.com/>

⁵⁰ <http://ocw.mit.edu/index.htm>

⁵¹ <http://ocw.mit.edu/terms/>

⁵² <http://ocw.mit.edu/terms/#noncomm>

(5) Connexions⁵³

「Connexions」は、教材のアップロードや、アップロードされた教材のサイト上でのリミックスができる教材創作・共有サービスであり、同サービスを活用することにより、教科書を複数のユーザーが創作するなど、教材を有機的に連合させることができる。ライセンスは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのうち「表示」に限定されている。

(6) Scratch⁵⁴

「Scratch」は、MITが運営する、ゲームとアートのプログラミングを学習する子ども向けの創作共有サイトである。サイトには、モジュール化されたプログラミングが準備されており、それをページの上にドラッグ・アンド・ドロップすることでコンテンツを創作することができる。また、アップロードされたゲームをダウンロードし、これをリミックスして再度アップロードすることができ、リミックスの数や履歴等も閲覧することができる。なお、ライセンスは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのうち「表示+継承」のみが選択可能である。

第2節 その他の国地域

1 欧州

欧州においても、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等については、これに特化した議論は特段行われていないようである。本書では、オランダの知的財産研究機関であるIViR (Institute for Information Law) が2008年に公表したUser Created Content (UCC) に関する報告書⁵⁵ (以下、「IViR報告書」という。)の内容を紹介する。

(1) インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の分類

IViR報告書は、インターネットを通じて公衆に提供されるユーザー創作にかかるコ

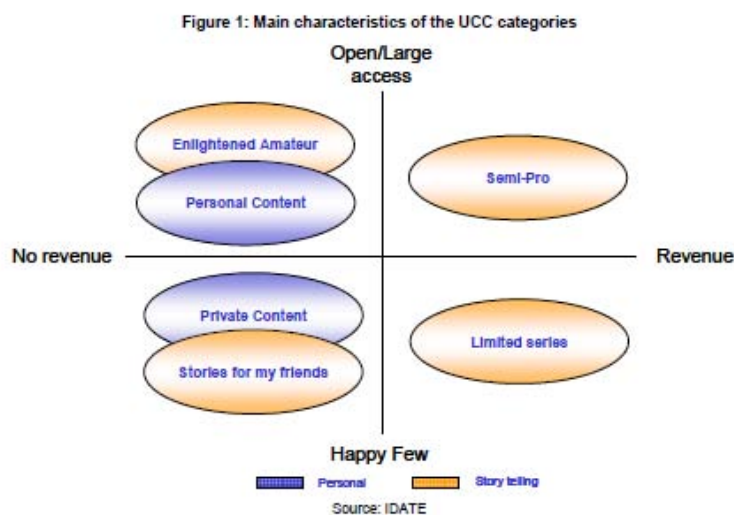
⁵³ <http://cnx.org/>

⁵⁴ <http://scratch.mit.edu/>

⁵⁵ C.J. Angelopoulos, J.V.J. van Hoboken, E. Swart, et al., “User-Created-Content: Supporting a participative Information Society, Final Report” Study carried out for the European Commission by IDATE, TNO and IViR (2008)

コンテンツを、コンテンツの種類、社会的見地、経済的見地から分類し⁵⁶、コンテンツの種類に関しては、編集目的の有無により、個人的なコンテンツ（Personal）と、他人に向けたコンテンツ（Storytelling）とに分けられるとする。ここで、「社会的見地」とは、そのコンテンツにより著作者が収入を得られるか否かで判断され、「経済的見地」は、そのコンテンツに誰でもアクセスできるか、アクセスが特定の者に制限されているかで判断されるとしている。

そして、同報告書では、結論として、下図のとおり、①私的コンテンツ（Private Content）、②個人的コンテンツ（Personal Content）、③友人のためのストーリー（Stories for my friend）、④賢明なアマチュア（Enlightened amateur）、⑤限られたシリーズ（Limited series）、⑥セミプロ（Semi-Pro）の6つに分類している⁵⁷。



〔図出典：IViR 報告書p. 25〕

（2）利用規約による契約関係

IViR報告書は、利用規約による契約関係を、①サービス運営者とユーザーの関係、②ユーザー相互間関係、③第三者との関係の3つに整理して検討している⁵⁸。

そして、利用規約は、一般的にユーザーが投稿したコンテンツはユーザーが権利を持つものの、「取消し不能で非独占のライセンスにより、利用者は、投稿したコンテンツの利用を広く許可する」という内容が含まれることが多く、また、利用者は、サービス運営者に対してだけでなく、サイトを利用する他のユーザーに対してもコンテンツの利用を許諾することされている例が多いため、その結果、利用規約は、プラットフォーム運営者と利用者間だけではなく、利用者相互間をも規律しているとする。また、第三者とユーザーは契約関係に立たないことから、サービス運営者はユーザー

⁵⁶ IViR 報告書 24 頁

⁵⁷ IViR 報告書 25 頁

⁵⁸ IViR 報告書 191 頁

に対して、第三者のコンテンツを無断で利用しないよう要請しているとする。

上記報告は、前章第2節に見た我が国における利用規約の状況と同様のものと考えられる。

(3) EU内におけるハーモナイゼーションの不存在

IViR報告書は、インターネットを通じて公衆に提供されるユーザー創作にかかるコンテンツに関する諸問題について、EU内におけるハーモナイゼーションがほとんどなく、実際にEUレベルで問題を解決しようとする場合、ハーモナイゼーションをどのようにするかというのは重大な課題であると指摘している⁵⁹。

同報告書では、この点に関連して、二次的著作物を作成する権利については、コンピュータプログラムとデータベース以外のハーモナイゼーションはない⁶⁰ことから、情報社会指令の下でも、二次的著作物を作成する権利に関する制限規定を置くことは可能ではないかと指摘している⁶¹。

なお、インターネットを通じて公衆に提供されるユーザー創作にかかるコンテンツに関する諸問題について、欧州委員会は、2012年後期までに利害関係者間の協議を行うこととしているとのことである⁶²。

2 韓国

韓国においても、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等については、これに特化した議論は特段行われていないようである。本書では、複数者が創作に関与した著作物の韓国著作権法上の取扱い、事例につき簡単に紹介する。

(1) 複数者が創作に関与した著作物の韓国著作権法上の取扱い

韓国著作権法において、共同著作物とは、「二人以上の者が共同で創作した著作物として、各自の貢献した部分を分離して利用することができないものをいう」⁶³と定義されており、我が国著作権法における共同著作物の定義と同一である。

また、編集著作物とは、「編集物として、その素材の選択、配列又は構成に創作性の

⁵⁹ IViR 報告書167頁

⁶⁰ IViR 報告書188頁

⁶¹ IViR 報告書189頁

⁶² European Commission “A Single Market for Intellectual Property Rights Boosting creativity and innovation to provide economic growth, high quality jobs and first class products and services in Europe”(2011)

⁶³ 韓国著作権法2条第21号(条文の訳は金亮完訳『外国著作権法令集(45)―韓国編』(2011年2月)による。以下同様。)

あるものをいう」⁶⁴、二次的著作物とは、「原著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映像製作又はその他の方法により作成した創作物をいう」⁶⁵とそれぞれ定義されており、共同著作物の定義と同様、いずれも我が国著作権法における定義と同一である。

(2) インターネットを通じて複数者が創作等に関与する著作物等が利用された例

韓国では、1998年から1999年にDdanzi ilbo⁶⁶というインターネット上の匿名掲示板に投稿された社会・政治問題等に関する風刺記事と記事に対するコメントを集めた本が出版されている。出版に当たり、特段の権利処理は行われなかったようであるが、現在は、掲示板の利用規約⁶⁷により、ユーザーは、ユーザーが投稿したコメントの複製、翻案、出版や、二次的著作物及び編集著作物の作成をサービス運営者に許諾することとされている。

この他、コンテンツのリミックスに関する目立ったサービスは存在しないようであり、インターネットを通じて複数者が創作等に関与する著作物等が商業コンテンツを凌駕するような状況にもない⁶⁸。

3 OECD

この他、OECDは、User Created Content (UCC) に関する報告書⁶⁹を公表している。この報告書では、User Created Content (UCC) を「インターネットを通じて公衆に提供されるコンテンツであって、一定の創造的な努力の成果を表し、プロフェッショナルによる通常の仕事や練習の枠外で創造されるもの」と定義しており、当該定義によれば、例えば、改変を伴わずにそのままYouTubeに投稿された放送番組は、創造性が発揮されていないため、User Created Content (UCC) には該当しないことになる。

同報告書では、コンテンツの種類とそれが投稿されるプラットフォームで User Created Content (UCC) を分類している。具体的には、コンテンツの種類については、文書、写真と画像、音楽と音、映像と映画、市民報道、教育、モバイル、バーチャルに分類し、プラットフォームについては、ブログ、Wikipedia のような文章形式の共同作業プラットフォーム、フィードバックを可能とするサイト、グループベースのリンク集、ポッドキャスト、SNS、ファイルシェアリングに分類している。

⁶⁴ 韓国著作権法2条18号

⁶⁵ 韓国著作権法5条

⁶⁶ <http://www.ddanzi.com/>

⁶⁷ http://www.ddanzi.com/ddanzi/agreem_2.php

⁶⁸ なお、アマチュアのクリエイターの育成を目的として、2007年から、文化体育観光部の主催による「大韓民国動画UCC大賞」の公募が三度行われたが、現在は行われていない。

⁶⁹ “Participative Web and User-Created Content : WEB 2.0, WIKIS AND SOCIAL NETWORKING” (OECD, 2007)

第4章 インターネットを通じて複数者が創作等に関与する著作物等の利用における課題の解決の方向性

第1節 立法的な措置による対応の可能性と問題点

第1章第2節2で述べたとおり、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等について、権利関係が複雑であるために各種利用が困難であるという指摘の背景には、インターネットを通じて創作が行われることに起因する特徴、すなわち（i）従来型の創作形態に比べて創作等への関与者が極めて多数であり、不特定又は匿名であるという特徴、（ii）創作への関与の程度等が様々であるために、各関与者の創作に対する寄与度の把握が極めて困難であるという特徴、（iii）創作への関与形態、時期等が様々であるために、実際の権利関係の特定が極めて困難であるという特徴、があると考えられ、かかる特徴が円滑な利用を阻害する大きな要因になっているものと考えられる。

本節では、こうした課題を立法的な措置により対応することの可能性とその問題点につき検討する。

1 著作物等の概念上の分類にかかわらず一定の共通ルールを適用するという方向性

上記課題のうち、権利関係の特定が困難であるという課題を解決する方向性の一つとして、著作物の創作に対する寄与の形態により生ずる著作物等の分類を問わず、一定の共通ルールを適用するという方向性が考えられる。

具体的には、①現行法上、共同著作物に関する特則として定められている64条2項・3項、65条3項を、二次的著作物等についても適用する、②64条等についても、例えば多数決による決定や、米国法のように非独占的な許諾については他の共有者に許諾料を分配することを条件に共有者が単独で行うことができることとする等、要件の緩和等を行い、更に二次的著作物等についても適用する、といった立法措置をとることが考えられる。

しかしながら、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等を法制上一義的に定義することは極めて困難であることから、このような立法的措置を講ずる場合、インターネットを通じて複数者が創作に関与する著作物に限定するのではなく、従来型の著作物等も対象とする形で立法的措置を講じざるを得ないと考えられるところ、

従来型の著作物においてもインターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等と同様の課題が認められるのかという点で慎重な検討が必要となる⁷⁰。

また、そもそも関与者の創作に対する寄与度の把握が極めて困難であるという課題を解決しない以上、上記の方策は、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用を円滑にするための根本的な解決策にはならないものと考えられる。

さらには、仮に、創作に対する寄与度が正確に把握できたとしても、本ワーキングチームが検討の対象としているインターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等は、64条等が想定している従来型の創作形態に比べて、権利者となり得る関与者が遙かに多いことから、64条等が定めるルールを他の著作物等にも適用させるとした場合は勿論のこと、多数決による権利行使の決定ができることとしても、その実効性には大きな疑義があるし、他の共有者に許諾料を分配することを条件に非独占的な許諾については共有者が単独で行うことができることとする場合も同様である。

2 特定の者に権利を集約するという方向性

このように、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等が抱える各課題は相互に密接に関連しており、一つの課題のみを解決したとしても、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の各種利用の円滑化は図れないと考えられることから、これらの課題を一体的に解決する方策が求められる。この観点から立法的な解決を図る方向性の一つに、映画の著作物の著作権の帰属を規定する29条に類似するものとして、「一定条件を満たす場合、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の権利を特定の者に集約する」という方策が考えられる。

しかしながら、かかる方策についても、①そもそも特定の者に権利を集約することの正当化根拠をどう考えるのか、②国際条約との整合性をどう考えるのか、③権利を集約することとする「インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等」を法文上どのように定義するのか、という根本的な問題があることに加え、仮に、権利の集約を考える場合であっても、④誰に権利を集約するのか、⑤集約する権利の範囲はどのように考えるのか、等のいずれも困難な問題がある。

⁷⁰ 本ワーキングチームでは、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の問題を越えた、より一般的な視点から、共同著作物にかかる64条等は実務上使い勝手が悪く、見直すべきであるとの意見も出された。

3 結論

以上のとおり、立法的な措置による課題の解決は、様々な点において困難であると考えられ、現状、諸外国においてもインターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用の円滑化を図るための特別な立法的措置を講じている例はない。

第2節 契約等による対応の可能性

インターネットを通じて複数者が創作等に関与する著作物等の円滑な利用を実現するための上記の課題を、立法という方法によることなく、契約等の手法を用いて、あらかじめ利用に関する一定のルールを設定することにより解決することが考えられる。具体的には、第2章で見たとおり、①利用規約の活用、②著作権ライセンスの活用、という形で既に広く実践されているところである。

この他、最近では、動画投稿サイト「ニコニコ動画」において、投稿コンテンツが生み出す利益の一部を、一定のルールに基づいた配分比率により、当該投稿コンテンツの創作者や、当該投稿コンテンツに利用されている投稿コンテンツの創作者に対して分配するという内容を定めた利用規約が、新たに活用されるようになっており⁷¹、ユーザーに利益が還元される仕組みという意味において注目される。

このように、契約等の手法を用いて、あらかじめ利用に関する一定のルールを設定する方法による対応は、確かに第2章第1節2及び同章第2節2で検討したように、一定の課題も存在するものの、立法による解決に比して、①立法による解決において生じる上記問題は少なくとも生じない、②関係者の意思に沿った柔軟な対応が可能である、というメリットが認められる他、各利用規約や著作権ライセンス間の互換性を確保するといった取組や、第2章第3節で見たような権利者による積極的な取組を通じて、上記課題をある程度克服することも可能であると考えられることから、本ワーキングチームとしては、基本的には、契約等により対応する方向性をもって妥当と考える。もっともこの点、本ワーキングチームにおいては、こうした対応が十分に機能するためには、ルールの内容がユーザーに尊重されることが重要であり、そのためには、より明快で分かりやすいものであることが求められるとの意見や、契約等による対応をより円滑に行うための立法施策として、契約に関する一般的な規定を著作権法に設けることを併せて検討すべきとの意見もあった⁷²。

⁷¹ ニコニコ動画「クリエイター奨励プログラム」<http://help.nicovideo.jp/niconicommons/020/#027899>

⁷² この点、文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）18頁においても、「(中略) 現行の著作権法では、契約に

第3節 本ワーキングチームで出されたその他の意見

以上に加え、本ワーキングチームにおいては、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用の円滑化に関連して、以下のような意見が出された。

- ・インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等に何らかの表示が付されていることをもって当該表示された者を権利者であることを推定するという仕組みを設けることにより、その著作物のその後の利用における紛争を少なくするという方策が必要ではないかとの意見
- ・刑事罰の対象となる著作物等の無断利用行為を商業的な利用等一定の場合に限定し、一般にインターネット上で行われる非商業的な利用行為については刑事罰の対象外とすることにより、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用について、社会的なルールが形成されやすくなる余地を設ける必要があるのではないかとの意見
- ・インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の創作を活性化するためには、いわゆるパロディを許容する権利制限規定を設けるべきであるとの意見
- ・インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等は、国境を越えて創作等や利用が行われることに特徴があり、国際的観点からの議論が必要であるとの意見
- ・米国等において従前から議論されている権利者不明の著作物（いわゆる「孤児著作物（orphan works）」）の利用の円滑化の議論は、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用の円滑化とも問題点を共通にする部分があることから、併せて議論すべきであるとの意見

関する規定が十分ではないことから、「著作権契約法（仮称）」を策定してはどうかとの意見があったが、いずれにしろ、権利者と利用者との著作権に係る契約が促進されるよう、今後、法律とソフト・ローとの一体的な運用を進めるに当たって必要な仕組みについて検討していくことが考えられる。」とされている。

おわりに

本ワーキングチームにおいては、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等について、権利関係が不明確である等の理由により円滑な各種利用が困難であるとの指摘があることを踏まえ、その指摘の背景となっているこれらの著作物等の特徴をまとめるとともに、これらの著作物等のより円滑な利用を目的とした立法的な措置による対応の可能性と契約等による対応の可能性の双方について検討を行った。

その結果、立法的な措置による対応については、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用の円滑化という目的を達成するために特別な立法的措置を講ずることは、比較法的観点や条約上の観点等から困難であるとの結論に至った。

一方で、契約等による対応については、利用規約や著作権ライセンスの活用といった取組が実際に広く行われており、その内容は、サービス内容の多様化もあいまって、事業者等による創意工夫により、日々改良が重ねられており、今後も急速な進化が予想されるインターネット・サービスにおいて、その状況の変化に対応しながら、権利者とインターネット・ユーザーの双方が合意できる新たなルールを迅速に構築するためには、立法的な措置による対応を図るよりも、契約等による柔軟な対応に委ねることが合理的であると考えられる。

以上のとおり、本ワーキングチームとしては、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用の円滑化を図るためには、契約等による対応が適切であると考えられるものであるが、かかる対応が適切に行われるためには、インターネット・サービスの進展や著作権等に係るルール形成の動向につき引き続き注視するとともに、適宜適切に必要な検討を加えることが重要であると考えられる。

付属資料

- 1 第9期・第10期・第11期文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチーム メンバー名簿（平成23年12月6日現在）
- 2 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチーム審議経過（平成23年12月6日現在）

第 9 期・第 10 期・第 11 期文化審議会著作権分科会法制問題小委員会
契約・利用ワーキングチーム メンバー名簿

- | | | |
|--------------|-----------|---|
| おくむら
奥邨 | こうじ
弘司 | 神奈川県立大学経営学部国際経営学科准教授 |
| かわかみ
川上 | のぶお
量生 | 株式会社ドワンゴ代表取締役会長 |
| ◎ すえよし
末吉 | わたる
亙 | 弁護士 |
| なえむら
苗村 | けんじ
憲司 | 情報セキュリティ大学院大学セキュアシステム研究所
特別研究員 情報セキュリティ研究科 客員教授
(駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授 (平成
22年5月まで)) |
| のぐち
野口 | ゆうこ
祐子 | 弁護士 |
| べっしょ
別所 | なおや
直哉 | ヤフー株式会社法務本部長 |
| ○ もりた
森田 | ひろき
宏樹 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |

(以上 7 名)

※ ◎は座長, ○は座長代理

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会
契約・利用ワーキングチーム審議経過

(第9期)

- 第1回 平成21年8月5日
- ・ ネット上の複数者による創作に係る課題について
- 第2回 平成21年12月16日
- ・ ネット上の複数者による創作の種類について
 - ・ 渡辺智暁氏（国際大学GLOCOM）からのヒアリング
 - ・ 別所チーム員からの発表
- 第3回 平成22年1月12日
- ・ 野口チーム員からの発表
 - ・ ネット上で複数者により創作されるコンテンツの主な特性について

(第10期)

- 第1回 平成22年3月29日
- ・ 今後の進め方について
 - ・ 奥邨チーム員からの発表
- 第2回 平成22年5月17日
- ・ 川上チーム員からの発表
- 第3回 平成22年7月14日
- ・ 野口チーム員からの発表

(第11期)

- 第1回 平成23年6月3日
- ・ 今後の進め方について
 - ・ 石井亮平氏、浅倉博氏（日本放送協会）からの発表
 - ・ 木野瀬友人氏（株式会社ニワンゴ）からの発表
 - ・ ユーザー投稿型インターネット・サービスにおける利用規約等に関する調査結果について
- 第2回 平成23年9月13日
- ・ ネット上で複数者により創作される著作物等に係る法的課題と立法による解決可能性について
 - ・ 法制問題小委員会契約・利用ワーキングチーム報告書（案）骨子について
- 第3回 平成23年12月6日
- ・ 契約・利用ワーキングチーム報告書（案）（たたき台）について